

0<sup>m</sup> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



每年二回改正 版權所有

東京遊學案内 中篇

全三册	上篇	中篇	下篇
遊學者の指針	各學校の規則	各學校の試験問題	遊學者の指針
定價	定價	定價	定價
金拾五錢	金貳拾錢	金拾五錢	金拾五錢



東京遊學案内

目次

中篇

各學校の規則

六一

第一章 官立諸學校

六一

○東京帝國大學……………六一

○學習院……………七三

○華族女學校……………七四

○高等師範學校……………七五

○同附屬音樂學校……………七七

○同附屬尋常中學校……………七八

○女子高等師範學校……………七九

○同附屬高等女學校……………八〇

○陸軍大學校……………八一

○陸軍士官學校……………八二

○陸軍中央幼年學校……………八五

目次



○東京陸軍地方幼年學校	八九
○陸軍戶山學校	九〇
○陸軍砲工學校	九一
○陸軍野戰砲兵射擊學校	九三
○陸軍要塞砲兵射擊學校	九三
○陸軍砲兵工科學校	九四
○陸軍乘馬學校	九五
○陸軍經理學校	九六
○陸軍獸醫學校	九七
○陸軍獸醫學校	九八
○陸軍樂學團	九九
○陸軍教導團	一〇〇
○海軍大學生	一〇一
○海軍兵學	一〇二
○海軍機關學	一〇三
○第一軍高等學	一〇四

第二章 私立專門各學校

○高等商業學校	一一二
○同附屬外國語學校	一一五
○東京工業學校	一一六
○同附屬職工徒弟學校	一二〇
○同附屬工業教員養成所	一二一
○東京商船學校	一二二
○東京郵便電信學校	一二六
○東京美術學校	一二七
○東京盲啞學校	一三〇
○札幌農學	一三二
○東京專門學校	一三四
○明治法律學校	一三七
○東京法律學校	一三九
○專修學	一四一
○日本法律學	一四三







○東京府開成尋常中學校	一七三
○錦城學校尋常中學	一七五
○早稻田尋常中學校	一七七
○京華尋常中學校	一八〇
○成城學	一八二
○攻玉社海軍豫備學校	一八三
○海軍豫備校	一八六
○獨逸學協會學	一九〇
○麻布尋常中學校	一九一
○東京府城北尋常中學校	一九一
○正則尋常中學校	一九二
○郁文館	一九三
○商工中學校	一九三
○明治義會尋常中學校	一九六
○大成學	一九六
○敬勝館	一九七

第四章 公私高等女學校

○大鳴學	一九七
○曉星學	一九八
○東京府高等女學校	一九八
○東京女子職業學	二〇一
○共立女子職業學	二〇一
○明治女學	二〇三
○立教女學	二〇四
○普連土女學	二〇五
○頌榮女學	二〇五
○跡見女學	二〇六
○附錄各圖書	二〇七
○帝國圖書	二〇七
○帝國教育會書籍	二〇八
○山縣圖書	二〇八



中篇 各學校の規則

第一章 官立諸學校

京東帝國大學

東京帝國大學は、國家の須要に應ずる學術技藝を教授し、及其蘊奥を攻究するを以て目的とし、大學院、分科大學を以て構成す。大學院は學術技藝の蘊奥を攻究し、分科大學は學術技藝の理論及應用を教授する所とす。分科大學は法科大學、醫科大學、工科大學、文科大學、理科大學、及農科大學とす。分科大學の卒業生若くは之と同等の學力を有する者にして、大學院に入り、學術技藝の蘊奥を究めて、定規の試験を経たる者には、文部大臣に於て學位を授くべし。學位は博士及大博士の二とす。法科大學には、法律學科、政治學科の二學科を置き、四箇年を以て各學科を修めしむ。學科課目左の如し。

法律學科 憲法、民法、商法、民事訴訟法、破産法、刑法、刑事訴訟法、行政法、國際公法、國際私法、法制史、比較法制史、羅馬法、英吉利法、佛蘭西法、獨乙法、法理學、經濟學、政治學科 憲法、經濟學、經濟學史、經濟史、財政學、統計學、國法學、政治學、政治史、行政法、國際



公法、國際私法、法制史、比較法制史、法理學、民法、商法、刑法總論。

○**醫科大學**には**醫學科**、**藥學科**の二學科を置き、**四箇年**を以て**醫學科**を修め、**三箇年**を以て**藥學科**を修めしむ。學科課目左の如し。

醫學科 (第一年)解剖學、解剖學實習、組織學、組織學實習、生理學、病理總論、病理解剖學實習。

(第二年)解剖學實習、胎生學、局處解剖學、藥物學、藥物學實習、醫化學實習、處方學、病理總論、病理解剖學、病理組織學實習、診斷學、外科總論、婦人科學、眼科學、內科各論、外科各論。

(第三年)局所解剖學、內科各論、內科臨床講義、內科外來患者臨床講義、外科各論、外科臨床講義、外科外來患者臨床講義、繃帶學實習、產科學、產科模型演習、眼科學、衛生學、法醫學。(第四年)內科臨床講義、內科外來患者臨床講義、外科臨床講義、外科外來患者臨床講義、外科手術實習、產科婦人科臨床講義、產科婦人科外來患者臨床講義、眼科學、眼科臨床講義、眼科外來患者臨床講義、眼科外來患者臨床講義、眼科外來患者臨床講義、皮膚病學、皮膚病學實習及皮膚病學臨床講義、精神病學及精神病臨床講義、衛生學、細菌學實習、法醫學、小兒科臨床講義、小兒科外來患者臨床講義。

藥學科 (第一年)製藥化學、藥用植物學、植物解剖學、分析術實習、製藥化學實習、植物學實習並顯微鏡用法。(第二年)生藥學、裁判化學、衛生化學、植物分析法實習、生藥學實習、製藥化學實習。

(第三年)有機體攻究法、調劑學、裁判化學實習、衛生化學實習、調劑學實習、藥局方使用實習、卒業論文。

○**工科大學**には**土木工學科**、**機械工學科**、**造船學科**、**造兵學科**、**電氣工學科**、**造家學科**、**應用化學科**、**火藥學科**、**探鑛及冶金學科**の九學科を置き、各々**三箇年**の修業

とす。學科課目左の如し。

土木工學科 (第一年)數學、應用力學、材料及構造強弱學、蒸汽機關、機械學、水力機、地質學、施工

法、橋梁、道路、測量、圖式力學、實地測量及製圖。(第二年)河海工學、鐵道、橋梁、衛生工學、

家屋構造、測地學、地震學、工藝經濟學、土木行政法、意匠及製圖。(第三年)實地演習、河海工

學、鐵道、橋梁、意匠及製圖、計畫及卒業論文。

機械工學科 (第一年)數學、應用力學、材料及構造強弱學、蒸汽機關、機械學、水力學、機械製造法、圖

式力學、意匠製圖及實驗。(第二年)機械工學、發電機及電動機、製造冶金學、水力機、火兵論、工

藝經濟學、意匠製圖及實驗。(第三年)實地演習、特別講義、計畫及卒業論文。

造船學科 (第一年)數學、應用力學、材料及構造強弱學、蒸汽機關、機械學、水力機、造船學、圖式力學、

造船意匠及製圖、船用機關意匠及製圖。(第二年)造船學、船用機關、水力機、機械製造法、工藝經

濟學、造船意匠及製圖、船用機關意匠及製圖。(第三年)實地演習、造船學、火兵論、造船意匠及製

圖、船用機關意匠及製圖、計畫及卒業論文。

造兵學科 (第一年)數學、應用力學、材料及構造強弱學、機械學、蒸汽機關、火藥學、火兵論、及火兵製

造、砲架及車輛、鐵冶金學、水力機、圖式力學、化學實驗、製圖。(第二年)砲外彈道學、火工學、

彈丸論、砲架抗力、發電機及電動機、造船學、機械製造法、製造冶金學、水力機、工藝經濟學、化學

實驗、意匠及製圖。(第三年)實地演習、水雷學、特別講義、射擊表編設、意匠及製圖、卒業論文。

電氣工學科 (第一年)數學、應用力學、材料及構造強弱學、蒸汽機關、水力機、機械學、電氣及磁氣、電

信、電氣及磁氣測定法、機械製圖、化學實驗、電氣及磁氣實驗。(第二年)電話、電力、電燈、發電

機及動機、電氣及磁氣測定法、機械工學、水力機、工藝經濟學、意匠及製圖、電氣工學實驗。

第一章 官立諸學校



(第三年)實地演習、特別講義、電氣工學實驗、意匠及製圖、卒業論文。

造家學科 (第一年)數學、蒸汽機關、材料及構造強弱學、測量學、地質學、應用規矩、建築材料、家屋構造、建築沿革、住家、日本建築學、配景法、自在畫、圖式力學、實地測量、製圖及配景圖、意匠及製圖。(第二年)衛生工學、裝飾法、日本建築學、特別家屋配置法、施工法、製造冶金學、地震學、自在畫、裝飾畫、意匠及製圖。(第三年)實地演習、建築條例、裝飾畫、美學、自在畫、意匠及製圖、計畫及卒業論文。

應用化學科 (第一年)礦物學、蒸汽機關、機械學、水力機、有機化學、定性分析、定量分析、應用化學、冶金學、物理實驗、機械製圖。(第二年)家屋構造、應用化學、火藥學、冶金學、定量分析、工業分析、礦物識別、吹管分析、機械製圖。(第三年)應用化學、化學史、試金術、製造冶金學、應用化學實驗、意匠及製圖、卒業論文。

火藥學科 (第一年)數學、應用力學、機械學、蒸汽機關、火兵論及火兵製造、火藥學、有機化學、水力機、圖式力學、化學實驗、實驗及製圖。(第三年)砲外彈道學、機械製造法、彈丸論、火工學、火藥學、應用化學、發電機及電動機、水力機、工藝經濟學、化學實驗、實驗及製圖。(第三年)實地演習、水雷學、特別講義、化學史、意匠及製圖、卒業論文。

探礦及冶金學科 (第一年)探礦學、礦物學、冶金學、地質學、蒸汽機關、機械學、家屋構造、測量學、礦物識別、定性分析、製圖。(第二年)鑛山測量、冶金學、鐵冶金學、撰礦學、水力機、礦物識別、試金術、吹管分析、定量分析。(第三年)實地演習、鑛床學、製造冶金學、鑛山法律、冶金實驗、工學實驗、探礦計畫、鐵冶金計畫、卒業論文。

文科大學には哲學科、國文學科、漢學科、國史科、史學科、博言學科、英文學科、

獨逸文學科、佛蘭西文學科の九學科を置き、各、三箇年の修業とす。學科課程左の如し。

哲學科 (第一年)哲學概論、西洋哲學史、國文學、漢文學、生理學、羅旬語、英語、獨逸語。此他史學、動物學、地質學の中、三課目撰修。(第二年)西洋哲學史、論理學及知識論、社會學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、心理學、倫理學、羅旬語(隨意)、獨逸語。(第三年)美學及美術史、教育學、哲學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、精神病論、哲學演習。此他倫理學、心理學(精神物理學)、社會學、梵語、希臘語の五課目中、一課目中撰修。

國文學科 (第一年)哲學概論、史學、國史、法制史、國文學、漢文學、國語學、此他英語、佛蘭西語、獨逸語の中、二課目撰修。(第二年)心理學、比較宗教及東洋哲學、博言學、國史、法制史、國文學、漢文學、支那歷史、國語學。此他英語、佛蘭西語、獨逸語の中、二課目撰修。但佛蘭西語、獨逸語の中、一課目は其一として撰修するを要す。(第三年)美學及美術史、教育學、博言學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、社會學、國文學、支那歷史、國語學、此他佛蘭西語、獨逸語の中一課目撰修。

漢學科 (第一年)哲學概論、西洋哲學史、史學、法制史、支那法制史、國文學、支那歷史、支那哲學、支那語、漢文學、英語(隨意)、佛蘭西語(隨意)、獨逸語(隨意)。(第二年)西洋哲學史、心理學、史學、(或は論理學及知識論)、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、法制史、支那法制史、國史、國文學、支那歷史、支那語、漢文學、英語(隨意)、佛蘭西語(隨意)、獨逸語(隨意)。(第三年)倫理學、美學及美術史、教育學、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學、社會學、國史、支那法制史、支那歷史、支那語、漢文學。



國史科 (第一年) 哲學概論、史學、國史及地理、法制史、國文學、漢文學、支那歴史及法制、比較法制史、古文書學。 此他英語、佛蘭西語、獨逸語の中、一課目を選修するものとす。(第二年) 史學、國史及地理、法制史、國文學、漢文學、支那歴史及法制、古文書學、此他英語、佛蘭西語、獨逸語の中、一課目を選修するものとす。(第三年) 美學及美術史、教育學、博言學、史學の二課目中一課目、比較宗教及東洋哲學、支那哲學、印度哲學の二課目中一課目、社會學、國史、法制史、支那歴史及法制。

史學科 (第一年) 哲學概論、地文學、史學及地理學、國史、支那歴史、古文書學、羅甸語、英語、獨逸語。(第二年) 人類學、比較宗教及東洋哲學、社會學、史學及地理學、國史、支那歴史、古文書學、羅甸語、獨逸語。(第三年) 美學及美術史、教育學、史學及地理、國史、羅甸語、獨逸語。

博言學科 (第一年) 博言學、國語學、支那語、羅甸語、希臘語、佛蘭西語、獨逸語、人類學。(第二年) 博言學、聲音學、ローマンス語及チュートニツク語比較文法、國語學、支那語、羅甸語、獨逸語、梵語、希臘語(隨意)。(第三年) 印度歐羅巴語比較文法、博言學演習、支那語、朝鮮語、羅甸語、梵語、教育學、アイノ語(隨意)。

英文學科 (第一年) 哲學概論、西洋哲學史、史學、羅甸語、佛蘭西語、獨逸語、英語。(第二年) 西洋哲學史、心理學、史學、比較宗教及東洋哲學、聲音學、ローマンス語及チュートニツク語比較文法、羅甸語、佛蘭西語、獨逸語、英語。(第三年) 美學及美術史、教育學、國文學、羅甸語、佛蘭西語、英語。

獨逸文學科 (第一年) 哲學概論、西洋哲學史、史學、羅甸語、英語、佛蘭西語、獨逸語。(第二年) 西洋哲學史、心理學、史學、比較宗教及東洋哲學、聲音學、ローマンス語及チュートニツク語比較文法、羅甸語、佛蘭西語、獨逸語。

羅甸語、英語、獨逸語。(第三年) 美學及美術史、教育學、國文學、羅甸語、獨逸語。

佛蘭西文學科 (第一年) 哲學概論、西洋哲學史、史學、羅甸語、英語、獨逸語、佛蘭西語。(第二年) 西洋哲學史、心理學、史學、比較宗教及東洋哲學、聲音學、ローマンス語及チュートニツク語比較文法、羅甸語、獨逸語、佛蘭西語。(第三年) 美學及美術史、教育學、國文學、羅甸語、佛蘭西語。

法、羅甸語、獨逸語、佛蘭西語。(第三年) 美學及美術史、教育學、國文學、羅甸語、佛蘭西語。

理科大學には**數學科**、**星學科**、**物理學科**、**化學科**、**動物學科**、**植物學科**、**地質學科**の七學科を置き、各、三箇年の修業とす。 學科課目左の如し。

數學科 (第一年) 微分積分、幾何學、力學、球面星學、數學演習、物理學實驗。(第二年) 微分方程式論、橢圓函數論、幾何學、最小二乘法、力學、物理學、數學雜論(隨意)、數學演習、物理學實驗。(第三年) 函數論、力學、物理學(隨意)、數學演習、數學研究(隨意)、星學理論(隨意)。

星學科 (第一年) 微分積分、解析幾何學、力學、球面星學、實地星學、數學演習。(第二年) 微分方程式論、橢圓函數論、最小二乘法、力學、物理學、數學演習、星學、星學實驗、物理學實驗。(第三年) 力學、星學理論、數學演習、星學實驗、函數論(隨意)。

物理學科 (第一年) 微分積分、解析幾何學、力學、球面星學、化學實驗、物理學實驗、數學演習。(第二年) 微分方程式論、橢圓函數論、最小二乘法、力學、物理學、數學演習、物理學實驗。(第三年) 力學、物理學、數學演習、星學實驗、物理學實驗、函數論(隨意)。

化學科 (第一年) 微分積分、力學、物理學、生理化學及實驗、化學實驗、數學演習。(第二年) 物理學、物理學實驗、無機化學、有機化學、化學實驗。(第三年) 理論及物理化學、無機化學、化學實驗。動物學科 (第一年) 普通動物學、骨骼學、動物學實驗、普通植物學、植物識別及解剖實驗、地質學、生理化學及實驗、礦物及岩石實驗。(第二年) 特別問題(隨意)、植物解剖及生理實驗、植物分類學、有脊



動物比較解剖、組織學及渡生學實驗、生理學、古生物學、臨海實驗、(第三年)特別問題、實地研究、寄生動物學、バクテリア學實驗、人類學。

植物學科 (第一年)(第二年)動物學科に同ト。(第三年)植物生理學、植物學實驗、バクテリア學實驗。

地質學科 (第一年)地質學、礦物學、岩石學、普通動物學、骨格學、動物學實驗、化學實驗、礦物學實驗、岩石學實驗、地質巡驗。(第二年)古生物學、古生物學實驗、晶像學、晶像學實驗、植物學、植物學實驗、地質學實驗、地質巡驗。(第三年)地質學叢談、地質學及礦物學研究、地震學(隨意)、人類學(隨意)。

農科大學には、農學科、農藝化學科、林學科、獸醫學科の四學科を設け、各修業年限は三箇年とす。學科課目左の如し。

農學科 (第一年)岩石學及地質學、土壤學、氣象學、植物生理學、植物病理學、動物生理學、昆蟲學、農具、肥料、農藝物理學、經濟學、植物學實驗、動物學實驗、農場實習。(第二年)土地改良論、普通作物、特用作物、牧草及牧場、園藝學、養蠶論、家畜飼養論、畜產學、植物學實驗、動物學實驗、農場實習。(第三年)農產製造學、獸醫學大意、林學大意(隨意)、養魚論(隨意)、農業經濟、農政學、植物學實驗、動物學實驗、農場實習、卒業論文。

農藝化學科 (第一年)化學原論、岩石學及地質學、土壤學、氣象學、植物生理學、動物生理學、肥料、農藝化學實驗。(第二年)生理化學、土地改良論、普通作物、特用作物、醱酵化學、家畜飼養論、食物及嗜好品、養蠶論、農藝物理學、農藝化學實驗。(第三年)農產製造學、農業經濟、農藝化學實驗、卒業論文。

林學科 (第一年)氣象學、地質學及土壤學、森林數學、森林植物學、森林動物學、森林測量、森林植物學實驗、森林動物學實驗、實地演習。(第二年)森林數學、造林學、森林物理學、林產製造學、森林道路、森林利用學、森林歷史、森林保護論、森林設計學、經濟學、農學大意、森林植物學實驗、森林動物學實驗、林產製造學實驗、實地演習。(第三年)森林管理法、森林利用學、森林設計學、林政學、森林法律學、財政學、養魚論、實地演習、卒業論文。

獸醫學科 (第一年)解剖學、生理學、組織學、畜產學、病理通論、外科手術學、蹄鐵法、解剖學實習、組織學實習、蹄鐵法實習。(第二年)生理學、藥物學、外科手術學、病理通論、外科學、內科學、病體解剖學、寄生動物學、皮膚病論、蹄病論、調劑法實習、解剖學實習、外科手術實習、蹄鐵法實習、家畜病院實習及內外科診斷法。(第三年)病體解剖學、動物疫論、產科學、眼科學、衛生學、胎生學、家畜外親學、獸醫警察法、法醫學、乳汁檢查法及實驗、病體解剖學實習、病體組織學及細菌學實驗、家畜病院及往診實習。

醫科大學には別に國家醫學講習科を置き、四ヶ月間を以て修業せしむ。講習科目は左の如し。

國家醫學講習科 病理解剖式、衛生學、法醫學、精神病學、日本醫制及衛生法。

農科大學に於ては實業者を養成する爲めに、更に農學科、林學科、獸醫學科の乙科を設け、各科三箇年を以て成業せしむ。其學科及課目は大凡本學課目に準ず。大學院學生は入學後二箇年間分科大學に於て研究生たるを要し、五箇年の後帝國大學總長に於て委員を選定して學位試験を行ふ。

第一章 官立諸學校

六十九



學年は九月十一日に始まり、翌年七月十日に終る。冬期休業は十二月二十五日より一月七日に至る二週間とし、春期休業は四月一日より同七日に至る一週間とし、夏期休業は七月十一日より九月十日に至る二ヶ月間とす。

入學の期は毎學年の始め一回とす。分科大學第一年級（法科大學にありては第一回受験生）に入るべき者は、高等學校大學豫科、若くは之に準ずる學科の設けある高等學校、又は文部大臣に於て、大學豫科に準ずる學科程度を具備すると公認したる學校の卒業證書を受領したるもの、若くは大學豫科の設けある高等學校及高等中學校に於て、分科大學の通告に依りて試験を行ひ、大學豫科卒業と同等の學力ありと認定したるものとす。但入學志願者の數、分科大學各學科設備上豫定の人員に超過するときは、其人員超過の學科志望生に限り、更に大學豫科中の課目に就き、競争試験を受けしめて入學者を定む。

入學を願ふ者は、本學に於て規定せる書式に準じ、分科大學長に願出づべく、入學試験を要する者は、受験料金五圓を納むべし。既に入學の許可を得たる者は、總て入學料金貳圓を納め、誓式を行ひ、學生簿に記名し、且正副保證人より在學證書を差出すべし。但正副保證人は、共に丁年以上にして、東京府内に居住し、土地若くは家屋を有するもの、又は本學に於て適當なりと認むる者に限る。

學年試験は六月、若くは、五月に舉行し、都て本學年中に履修せし諸課目の試験を受けしめ、本學定むる所の規定に據り、學生を昇降又は退學せしむ。而して試験に合格せざる者は、何等の事故に拘らず、再び試験を受くることを得ず。且つ一たび降級したる者、次學年に於て再び降級するときは退學せしむ。

各分科大學卒業生は、其學科に隨ひ、法學士、醫學士、（藥學科卒業生は藥學士）、工學士、文學士、理學士、農學士、（林學科卒業生は林學士、獸醫學科卒業生は獸醫學士）と稱することを得。元東京大學准醫學士及元工部大學校卒業生の、爾來其學修せる事業に従ふものは、帝國大學總長の認可を経て、醫學士又は工學士と稱することを得。

研究科は、大學院學生及各分科大學卒業生にして、既修の學科を更に研究するもの、爲めに之を設く。但大學院學生にあらざりて研究生たらんことを願出づるものは、分科大學の都合に依り許可す。研究生は給費及自費の二種とす。給費研究生は、特別獎勵を要する學術、若くは技藝を攻究するものに限り、評議會の議を経て分科大學長之を命じ、定規の手當及學術研究の費用を給す。給費研究生は、各學費一箇月金拾五圓以内を受け、攻究の爲め各學科に就き定むる所の旅費を受くることを得、但授業料を納むるを要せず。自費研究生は、他の學生と同じく、授業



料を納め、其他學生研究の費用を自辨せしむ。但場合により評議會の議を経て、授業料を納付せしめず、且旅費又は其他の費用の全部若くは一部を給與することあるべし。又大學院學生にして自費研究生たるものは、授業料を納むるを要せず。研究の期限は、一ヶ年以上二ヶ年以内とす。但大學院學生に限り延期することあるべし。

各分科大學課程中、一課目又は數課目を選びて専修せんと欲し、入學を願出づるときは、各級正科生に缺員あるときに限り、毎學年の始に於て、選科生として之を許可す。

學術優等品行方正なる學生を選びて、各分科大學の特待學生と爲す。特待學生は、毎學年末、其學年試業の成績に依り、帝國大學總長の認可を経て各分科大學長之を定む。特待學生は授業料を徴收せず。

分科大學學生にして、特別保護を要する學科を修め、學力優等品行方正にして、學費支辨の途なきものは、分科大學より當該學年内年額八拾五圓以内の貸費を支給することあるべく、又官廳會社若くは一人の依託に應じ、分科大學學生に其貸費を支給することあるべし。貸費を受けたる者は、總て卒業の上、其貸費を受けたる年數と均しき期限内に於て之を月賦返納すべし。但獎學貸費金は一ヶ年六分の

利子を附して返納すべし。

本大學は文部大臣の主管に屬し、法醫工文理の五分科大學は本郷區元富士町に在りて、農科大學は荏原郡上目黒村駒場に在り。現任總長は菊池大麓にして、古市公威、山川健次郎、松井直吉、箕作佳吉、穗積八束、井上哲次郎等十一名の評議員を以て之を助け、百六十三名の教授、助教、講師、外國教師を以て、千六百二十名の學生生徒を養成せり。

## 學習院

本院教育の要領は、入學の生徒をして天賦の機能を十分に暢達せしめ、我國の貴族たる本分を盡すに足るべき材徳を充分養成するに在り。

教科を區別して、初等學科、中等學科、高等學科、大學科、海軍豫科の五學科とし、各科に於て教授する課目を分て左の十課とす。

國漢文課、數學課、理學科、藝術課、歐文課、歴史地理課、政學課、法學課、哲學課、武課。

修業年限は初等學科六ヶ年、中等學科六ヶ年、高等學科三ヶ年、通計十五ヶ年にして、尙大學科は三ヶ年、海軍豫科は三ヶ年とす。

入學の期は、前學年の終、即夏季休業中を例規とす。



本院は 天皇陛下の聖旨を奉じて建てたるものにして、宮内大臣の所轄に屬し、校舎は四谷區尾張町即ち赤坂離宮の西隣に在り。現任院長は近衛篤磨にして、三輪桓一郎、工藤一記、白鳥庫吉、大村仁太郎以下六十六名の教授助教授ありて、七百名の生徒を養へり。

### 華族女學校

本校教旨の要領は、彝倫を本として智識を發達せしめ、高尚の性情と健康の身體とを以て、上流の賢母良妻たるべき者を陶冶するに在り。

教科を大別して、小學科中學科とし、更に小學科を小分して、初等小學科、高等小學科とし、中學科を小分して、初等中學科、高等中學科として、左の普通學諸課を教授す。

修身、國文、漢文、歐語、地理、歴史、數學、理科、家事、習字、圖畫、手藝、音樂、體操。

修業年限は、初等高等小學科は各三ヶ年、初等高等中學科は各三ヶ年にして、通計十二ヶ年の課程とす。

本校は 皇后陛下の令旨を奉じて建てたるものにして、宮内大臣の所轄に屬し、

赤坂門の内にあり。現任學校長は細川潤次郎にして、下田歌子、津田梅子 以下三十六名の教授助教授及囑托教師を以て、目下三百四十六名の生徒を養へり。

### 高等師範學校

本校は師範學校尋常中學校の學校長及教員たるべき者を養成し、兼て普通教育の方法を研究するを目的とす。

文科を分ちて、教育學部、國語漢文部、英語部、地理歴史部とす。但英語部は當分之を缺く。

教育學部 倫理、教育學、國語、漢文、英語、哲學、經濟學、法學、獨語、體操。

國語漢文部 倫理、教育學、國語、漢文、英語、歴史、哲學、言語學、體操。

地理歴史部 倫理、教育學、國語、漢文、英語、歴史、地理、哲學、體操。

理科を分ちて、理化數學部、博物學部とす。

理科數學部 倫理、教育學、國語、英語、數學、物理、化學、地學、手工、體操。

博物學部 倫理、教育學、國語、英語、化學、數學、地學、植物、動物、物理、生理、農業、圖畫、體操。

前項の外、理科、文科共、隨意科目として、獨語を課す。(三十一年四月改正)  
修業年限は、各學部共、四ヶ年にして、學年は四月一日に始まり、翌年三月末日



に終る。  
 生徒の募集は毎暦年の末に於てし、其入學は毎學年の始めに於てす。  
 生徒の定員を二百名とす。生徒は師範學校又は尋常中學校を卒業したる者よりして地方長官之を薦舉し、其中に就き選抜する者とす。但し補充の必要あれば、臨時生徒の缺員を募集し、試験の上にて入學せしむることあるべし。  
 生徒入學の際施す所の試験科目は左の如し。

文科 國語、漢文、英語、歴史、地理。  
 理科 國語、漢文、英語、數學、理科。

試験及第者は四ヶ月以内假りに自費(一ヶ月凡六圓)を以て入學せしめ、資性品行才能を審察し、適當の者に本入學を許すべし。

在學中の生徒には總て學資を給與すべし。但研究生專修生選科生は自費とす。高等なる學校の卒業生にして、師範學校尋常中學校又はこれに均しき程度の各種學校の教員たらむとするの目的を以て、教育學及び教授法を專修せむとする者の爲めに研究科を設く。研究生の在學期限は一ヶ年以下とす。

師範學校尋常中學校教員の缺乏を充たす爲めに、特別の必要あるときは、專修科を置くことあるべし。專修科の學科課目及其程度年限等は其都度之を定む。

前項目に據り、目下設くる所のものは、地理歴史專修科にして、二年七ヶ月を以て卒業せしめ、國語漢文專修科は二ヶ年を以て卒業せしむ。(三十年三月規則追加)

師範學校、尋常中學校教員たらむとする者にして、文科若くは理科中の一科或は數科目を選修せむとする者をば、教授上の都合に依り選科生として入學を許す。選科生の在學期限は二ヶ年以上四ヶ年以下にして、其授業料は毎月金二圓づゝ納めしむ。

本校は本郷區湯島三丁目に在り。學校長は矢田部良吉にして。後藤牧太、南摩綱紀、元良勇次郎、千本福隆、谷本富以下三十四名の教授助教及囑托教師等ありて二百三名の生徒を養ふ。

### 同附屬音樂學校

本校は高等師範學校に附屬して、汎く音樂専門の教育を施し、善良なる音樂教員、及音樂師の養成に従事する所とす。  
 教科を大別して豫科本科とし、更に本科を小別して師範部專修部の二部となす。修業年限は豫科一ヶ年、師範部二ヶ年、專修部三ヶ年の規程にして、左の課目を履修せしむ。



豫科 倫理、唱歌、洋琴、音樂論、文學、英語、體操、舞蹈等。  
本科 倫理、聲樂、器樂、(風琴、バイオリン等)、音樂論、音樂史、文學、英語、教育、體操、舞蹈等。

生徒入學は毎年一回學年の初め九月に於てす。入學志願者は身體強健にして、左の試験科目に合格する者たるべし。但師範學校、公立尋常中學校、公立高等女學校、若くは之と同等以上の學校卒業の者は、唱歌を除くの外試験を要せず、

讀書 國語漢文講讀  
作文(漢字交文(往復文、記事文の類))  
算術 四則、分數、小數、比例、開平、開立、英語、讀方、讀解(ナショナル第四讀本の程度)  
唱歌 小學唱歌集

在學中は授業料一ヶ月金一圓を納めしむ。但夏季休業中二ヶ月分は無論徴收の限りにあらず。

尙本校には研究科、選科、小學唱歌講習科生徒を置く。小學唱歌講習科生徒は小學教員免許狀を有する者に限るべく、修業十ヶ月間と定む。本校は上野公園内に在り、主事渡邊龍聖以下十七名の教授助教ありて、八十九名の生徒を養成せり。

### 同附屬尋常中學校

本校は高等師範學校に附屬せり、修業年限は六ヶ年とす。

倫理、國語及漢文、英語、歴史、地理、數學、博物、物理及化學、習字、圖畫、體操。  
學費は授業料一月金貳圓にして、出席の有無に拘はらず徴收す。

本校は、本郷區湯島三丁目なる本校構内に設けられ、設備完全にして授業よく行届き、主事三宅米吉以下十九名の教員ありて、百九十九名の生徒を教育せり。

### 女子高等師範學校

本校は師範學校女子部及高等女學校の教員たるべきものを養成し、兼て女子普通教育及び幼児保育の方法を研究するを以て目的とす。(以下三十一年一月改正)  
教科を分ちて、文科、理科とし、修業年限は、各四ヶ年とす。

文科 倫理、教育學、國語、漢文、外國語、歴史、地理、家事、體操。  
理科 倫理、教育學、國語、外國語、地學、數學、物理、化學、博物、家事、圖畫、體操。  
前項科目の外、習字、音樂を隨意科とす。

本校生徒は左の資格を有する者よりして、地方長官毎曆年の終りに於て之を薦舉し、本校に於て試験の上更に選拔し、毎學年の始めに於て入學せしむるものとす。  
一、身體健全品行方正にして教員たるに適當なりと認むる者。



二、師範學校女子部卒業、修業年限六ヶ年の官公立高等女學校卒業生、若くは之と同等の學力を有する者。

三、年齢十七年以上二十二年未満にして、夫を有せざる者。

生徒定員は凡二百名となす。但缺員あるときは臨時に募集することあるべく、尙前項に據らざる者にも、入學を許すことあるべし。

入學試験は國語、漢文、數學、理科、歴史の五科目に就て其學力を考査し、體格及履歷を檢定するものとす。

入學試験及第者は四ヶ月以内假りに入學することを許し、資性品行才能を審察したる上本入學を許すべし。但假入學中は自費たるべし。

本校にも専修科生、及、撰科生を置き、一科若くは數科目を運びて學修せむとする者には、教授上差問なき場合に限り、入學することを得しむべし。

本校は府下本郷區湯島三丁目にあり。學校長は高嶺秀夫にして、飯盛挺造、瓜生繁、野口保典、加藤錦、佐方鎮以下二十二名の教授助教授及囑托教員等ありて一百名の生徒を養へり。

### 同附屬高等女學校

高等女學校は女子高等師範學校に附屬して、女子に高等なる教科を教授する所とす。

修業年限は六ヶ年にして、學科課目は左の如し。

修身、國語、漢文、外國語、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫、圖畫、習字、唱歌、音樂、體操。

入學志願者は四ヶ年の尋常小學校卒業生、若くは之と同等以上の教育を受けたる者とす。授業料は一年級より三年級迄は毎月金壹圓五拾錢、四年級より六年級までは金貳圓を納めしむ。

本校には別に補修の一科を置きて、左の諸課目を選ばしめ、二ヶ年を以て成業せしむ。

修身、國語、漢文、外國語、家事、裁縫、習字、圖畫、音樂等。

補修科生徒たるべきものは、高等女學校卒業若くはこれと同等の教育を受けたるものとなし、月謝金壹圓五拾錢乃至貳圓を納めしむ。

高等女學校は、本校構内に在り。設備最も完全にして、主事篠田利英以下十三名の教師ありて、三百二十二名の生徒を教授せり。

### 陸軍大學校

本校は高等兵學を教授し、參謀其他樞要の職務に充つべき者を養成する所とす。本校學生は左の資格を具ふる者より選抜す。



各兵科の中少尉にして二年以上隊務に服し、身體強健、勤務精勵、氣節ありて識量に富み、學術才幹卓越にして判斷力を有し、將來充分發達の見込ある者。

修學年限は三年とす。

學生の候補者は、其隊附屬の聯隊長これを選抜して名簿を製し、順次所管の長官に呈し、同長官は取捨して順次選抜名簿を製し、毎年三月盡日限り參謀總長に進達す。

參謀總長は學力の檢定を行はんが爲め委員を設け、初審及び再審を歴て、入學を決定し、陸軍大臣は、之に入學を命ずべし。

學生は、校外に居住せしめ、修學に所要の圖書器具消耗品は、貸與又は支給することあるべし。

本校は、東京青山に在りて、前に練兵所を控へ、學校長は陸軍少將大島久直にして、司馬、川上等十五名の教官ありて、十七名の生徒を養ひ、最近學年の入學者は十八名を以て數へり。

### 陸軍士官學校

本校は陸軍各兵科現役士官候補生を召集して生徒となし、初級士官たるに必要な

る教育を施す所とす。

生徒の教育は之を分て教授及訓育とし、其課程は、學校長案を具して教育總監に進達し、其認可を得て之を定む。修業年限は十六ヶ月とす。

本年度に於て採用すべき士官候補生は凡五百五十名とす。志願者學科試驗格例は即ち左の如し。

- 讀 書 漢文(白文訓點)。
- 作文 序、記、論、說(漢文交り文)。
- 數學 算術、代數、平面幾何、立休幾何、平面三角。
- 地理 日本、外國、及日本地文學。
- 歷史 日本、外國。
- 博物 生理及衛生、動物、植物。
- 物理 力學、物質論、熱學、音學、光學、越歷學、磁氣學。
- 化學 無機化學。
- 圖 幾何圖。
- 畫 自在畫。
- 外國語學 英語、或は佛語、獨逸語(和文歐譯、歐文和譯)。

左に記する者は採用せず。

身長五尺に満たざる者。

### 第一章 官立諸學校



妻あるもの。

本人並に父若くは戸主復権を得ざる家資分産者、及び身代限りの處分を受け辨償の義務を終へざる者。禁錮の刑に處せられたる者、及び賭博犯の處分を受けしもの。

年齢を算するには、明治六年一月より同十四年一月までに出生の者に限るべし。

入學願書には戸籍及び履歷書誕生證書を添へ、成規の書式に基きて地方長官に差出すべし。

學費は悉皆官給たるべし。

生徒は情願を以て退校を許さず。左の事項に該る者は退校の上歸隊せしむ。

- 一、 學術科豫習全からずして實際勤務練習の識力に乏しく卒業の目途なき者。
- 二、 軍紀を紊り又は屢々法則を犯す者。
- 三、 品行不正にして悔悟の目途なき者。
- 四、 長病に由り卒業の目途なき者。
- 五、 卒業試験に落第せし者。

毎年七月中旬より九月上旬までの間に於て凡三週間休暇を與ふることあるべし。

本校は、牛込區市ヶ谷加賀町に在り。學校長は陸軍少將中村雄次郎にして、宇山、菅沼、秋山等百七名の教官ありて五百七十八名の生徒を養ふ。

### 陸軍中央幼年學校

本校は生徒に概ね尋常中學校第四年第五年の學科と同一なる教授並に軍人の豫備教育を與へ、陸軍各兵科現役士官候補生と爲すべき者を養成する所とす。

生徒は陸軍地方幼年學校卒業者を以て之に充つ。

修業年限は二ヶ年にして之を二學年に分つ。

生徒の教育は、之を分て教授及訓育とし、其課程は校長案を具し、教育總監の認可を得て之を定む。

生徒は被服糧食等の費用として若干の納金をなすものとす。其金額は別に定むる所の規則に據る。

生徒中地方幼年學校特待生たりし者、又は之に準ずべき者は、納金を免除するところを得。生徒中地方幼年學校に於て納金を半減したる者、又は之に準ずべき者は納金を半額に減ずることを得。

生徒は情願を以て歸省又は退校するを許さず。

生徒中左の事項に該る者は退校せしむ。

- 學術の修得全からず卒業の目途なき者。
- 軍紀を紊り又は屢々法則を犯す者。



品行不正にして改悛の目途なき者。  
長病に依り卒業の目途なき者。

卒業試験に落第せし者。

生徒中、各學年に於て所定の學術を修め得ざる者と雖も、尙望みある者は一箇年延期修學せしむることを得。但し延期は全學期を通じて一回限りとす。

生徒中全學期を終るも、傷痍疾病等にて士官候補生となすを得ざる者には、單に教育課程卒業の證書を附與して退校せしむ。

校長は修學期末に於て生徒の卒業試験を施行し、各教官教授及中隊長を集め、會議を開き、修學の成績を調査し、列序を定め、考科表を製し、監軍に進達し、其認可を得て教育課程卒業の證書を附與す。其學術品行共に優等なるものは、士官候補生を命ずると同時に、二等軍曹の階級に進むることを得。毎年生徒に凡五週間の夏期休暇を與ふることを得。

附 則

當分の内、地方幼年學校卒業者本校定員に満たざる時は、華士族平民中、本校生徒志願の者より、試験の成績に依り採用補缺することを得。

本條例の大部分は明治三十三年九月一日より實施す。

明治三十二年以前召募の中央幼年學校生徒は、其卒業に至る迄、左の各條に據り

て取扱ふ。而して之が召募に就ては、明治二十二年勅令第九十號陸軍幼年學校生徒召募條例を適用す。

生徒は官費半官費自費の三種に分つ。

官費生徒は一切の經費を官給し、且手當金を給す。半官費生徒は小被服賄料の

經費、自費生徒は被服糧食一切の經費を納めしむ。其金額は陸軍大臣追て之を定

むと雖も、尙從前の例に據れば其割合は左の如し。

官費生徒 一切の費用 官給す

半官費生徒 被服食料の一部 月額三圓二十五錢 初裝被服料 入校の節十二圓

自費生徒 被服食料の全部 同六圓五十錢 同 上 同 三十二圓

戰死又は公務の爲め死亡したる高等官の孤兒は官費生徒とす。尙目下

前條の外官費生徒、半官費生徒、自費生徒の區分は、監軍之を裁定す。

官給、貸費の生徒數は、二百八十八名にして、外に自費生は十二名なり。

生徒修學期は三ヶ年とし、其一年期は毎年九月を以て始まる。

明治三十一年中、採用すべき幼年生徒は約二百名にして、其志願者の學科試験格

例は左の如し。

讀 書 漢文(白文訓點)。

作 文 書讀(通俗文)記事(漢字交り文)。



數 算術、代數(整數四則より一元六次方程式に至る。平面幾何(初歩))。

地 理 日本、支那、朝鮮。

物 理 日本、支那。

化學 初歩。

圖 幾何圖。

畫 自在畫。

外國語學 英佛獨の中一種(歐文譯解)。

試驗の程度は概ね尋常中學校二年級卒業の學力に比準す。  
左に記する者は採用せず。

年齢十六年未滿は身長四尺七寸、十七年未滿は四尺八寸、十八年未滿は四尺九寸に滿たざる者。  
妻ある者、以下士官候補生と相同じ。

本年入校者の年齢は、明治十三年十月より同十六年十月までに出生の者に限るべし。  
生徒たらしむことを志願する者には、本籍又は、寄留地の郡市區役所へ願書を出ださしむ。

毎年三月下旬若くは、四月上旬に於て、各地方へ試験官を派出し、幼年生徒志願

者の試験を行ひ、此試験に合格せし者の内より撰抜して、九月一日に入校せしむ。  
現任校長は歩兵大佐谷田文衛にして、葦原、谷口、河田以下五十一名の教授を以て百五十四名の生徒を養へり。

### 東京陸軍地方幼年學校

陸軍地方幼年學校は生徒に概ね尋常中學校第一年乃至第三年の學科と同一なる教授を爲し、兼ねて軍人的精神を涵養し、陸軍中央幼年學校生徒と爲すべき者を養成する所とす。

生徒は、華士族平民中、陸軍將校に出身志願の者を選抜して採用す。

生徒修學期は概ね三箇年とし、之を三學年に分つ。

生徒は總て校内に寄宿せしめ、被服糧食等の費用として、若干の納金をなすものとす。其金額は別に定むる所の規定に據る。

生徒中、戦死者及將校同相當官の孤兒に對しては、特に前條の納金を免除することを得。之を特待生と稱す。

生徒中陸海軍士官の孤兒に對しては、前條の納金を半額に減ずることを得。

生徒中已むを得ざる事故に依り退校を願出づる者ある時は、其事情に依り退校を



許すことあるべし。

生徒中左の事項に該る者は退校せしむ。

學術の修得全からず卒業の目途なき者。

屢法則を犯し又品行不正にして改悛の目途なき者。

長病に依り卒業の目途なき者。

卒業試験に落第せし者。

生徒中各學年に於て所定の學科を修め得ざる者と雖も、尙望みある者は、一箇年延期修學せしむることを得。但延期は全學期を通じて一回限りとす。

生徒中全學期を終るも中央幼年學校に入校せしめ得ざる者は、單に教育課程卒業の證書を附與して退校せしむ。

尙本年度の入學者は、凡五十名にして、其の年齢は明治十五年十月より同十八年十月までに出生の者に限るべし。

現任校長は、歩兵大尉堀井孝澄にして、谷口、佐藤、安西等十二名の教官を以て、多くの生徒を教養せり。

### 陸軍戸山學校

本校は隊附將校下士を分遣して學生と爲し、歩兵戰術、射撃術、體操並に劍術及鼓譜喇叭譜の訓練を爲し、且其演習に關する教則を一定ならしめ、常に諸科學術の原理を研究し、該教育の改良進歩を圖る所とす。

學科を分つて戰術科、射撃科、體操科の三科となす。

戰術科は歩兵隊の士官を以て學生となし、學期は概五ヶ月にして、毎年二回の入校とす。但時宜に依り少佐を以て其學生と爲すことあるべし。射撃科は歩兵士官及下士を以て其學生となす。學期は三四ヶ月にして、毎年二回の入校とす。

體操及劍術科は步騎砲工輜重兵科の士官下士を以て其學生とし、學期は一年二回とし、五ヶ月を以て修了せしむ。

學生士官は校外に、其下士は校内に居住せしめ、所要の兵器書籍器具消耗品は貸與又は支給すべし。

本校は牛込區若松町にあり。現任校長は歩兵大佐山口圭藏にして、猪狩、森川、今井以下四十一名の教授を以て、新に入學せる所の四十九名の生徒を養へり。

### 陸軍砲工學校

陸軍砲工學校は、學生に砲工兵各科の勤務に必要な學術を教授する所とす。



學生は砲工兵科の少尉、若くは、中尉、大尉を以て之に充て、砲工兵隊及鐵道隊より分遣せしむ。(三十年十一月改正)

學生修學期は概一年半とす。右修學を終りたる學生中より、各兵科毎に約三分の一の人員を選抜し、更に一ヶ年間に在學せしめ、尙須要なる學術を修めしむ。

學生の人員及入校時日は、其時々教育總監之を定め、陸軍大臣之を告達す。

學生分遣の告達あれば、隊長は入校期十日前に、其兵籍寫に考科表寫を添へて、砲工學校長に送達すべし。

學生は校外に居住せしめ、修學に所要の書籍器具消耗品は、貸與又は支給することあるべし。學生は情願を以て歸省又は退校するを許さず。

學生中疾病事故に依り、學期内に所定の學術を修め得ざる者、又は卒業試験に落第したる者は、猶滞學を命ずることあるべし。

校長は修學期末に於て學生の卒業試験を施行し、各教官を集め、會議を開き、修學の成績を調査し、列序を定め、考科表を製し、教育總監に進達し、其認可を得て、教育課程卒業の證書を附與す。

滞學を命じたる學生、修學を終れば、前條に準じ卒業證書を附與す。  
現任校長は砲兵大佐石本新六にして、新井、佐々木、榎本、平山以下二十七人の

教官ありて、最近學年の入學生七十人を教養せり。

### 陸軍野戰砲兵射擊學校 (參考)

本校は學生に野戰砲兵の射擊術及用法の訓練をなし、且其演習に關する教則を一定ならしめ、常に野戰砲兵の射擊術及戰術を研究し、該教育の改良進歩を圖るところとす。

學生は砲兵大中尉を以て之に充て、野戰砲兵隊より分遣せしむ。但時として少佐を以て學生となすことあるべし。

學生修學期は概ね三ヶ月とし、學費はずべて官給とす。

現任校長は砲兵大佐野間嗣にして、十四名の教官を置き、校舎は下志津原にありて、生徒の訓練に従事せり。

### 陸軍要塞砲兵射擊學校 (參考)

本校は學生に要塞砲兵の射擊術及用法の訓練を爲し、且其演習に關する教則を一



定ならしめ、常に要塞砲兵の射撃術及戰術を研究し、該教育の改良進歩を圖り、又生徒に要塞砲兵下士たるに必要な教育を爲す所とす。

學生は砲兵大中尉及下士を以て之に充てて要塞砲兵隊より分遣せしむ。但時として少佐を以て學生となすことあるべし。又生徒は華士族平民中要塞砲兵下士出身志願の者を選抜して採用す。

學生修學期は概ね四箇月とし毎年二回に分て入校せしむ。

學生士官は校外に、同下士は校内に居住せしめ、修學に所要の兵器彈藥書籍器具消耗品は貸與又は支給することあるべし。但下士學生は武器被服裝具を携帶せしむ。

生徒修學期は概ね十八箇月とす。生徒の教育は之を分ちて教授及訓育とし、生徒の諸給與は別に定むる所の規定に據る。

現任校長は砲兵大佐豊島陽藏にして、三十名の教官を以て百廿六名の生徒を養ひ、校舎は相州浦賀にあり。

### 陸軍砲兵工科學校

本校は砲兵諸工科専門の工術を教授し、火工下士、及較工、銃工、木工、鍛工諸

長に任用すべきものを養成するを目的とす。

火工は砲兵隊上等兵中尙現役二十ヶ月以上ある者を選抜分遣して學生となし、他の諸工は、現役六ヶ月以上を経たる各兵卒中志願の者を選抜して生徒となす。但

諸生徒に在ては時宜に因り一般人民より採用することあるべし。學期は學生にありては一箇年とし、生徒にありては二ヶ年とす。

學生分遣の告達あれば、各師團長は入校期十日前に其兵籍に考科表を添へて砲兵工科學校長に送達す。入校の後には校内に住せしめ、各自所用の書籍器具消耗品は

學校より貸與又はこれを支給し、被服食料旅費等は一切官給として手當金を給す。學校は東京砲兵工廠にありて、十九人の教官ありて百四十四人の生徒教養に従事

せり。

### 陸軍乘馬學校

本校は騎兵隊の士官下士を分遣して學生となし、本科専門の馬術を訓練し、馬學を修習せしむる所とす。但時として野戰砲兵及輜重兵の士官及下士を以て其學生となすことあるべし。

學期は概ね十ヶ月とす。其所要の兵器馬匹器具書籍等は悉く官の給與たること



前の如し。  
現任校長は騎兵大佐秋山好古にして、五名の教官を以て、毎年一回二十五名の士官下士等を教養せり。

### 陸軍經理學校

本校は陸軍監督補陸軍々吏及陸軍縫工下長靴工下長と爲すべき者を養成する所とす。

監督教科は各兵科大尉、一等軍吏、及實役停年一ヶ年以上の各兵科中尉、二等軍吏の志願者を募り、これを監督學生として、陸軍監督に必要な學術を教授するものとす。

其修學期は二ヶ年にして、入校中の費用はこれを官給し、卒業の後は原隊に服し、所要あるときはこれを監督補に任ず。

軍吏教科は步騎砲工輜重兵特務曹長、及一ヶ年以上現官にある各兵科曹長並に一等書記の志願者を募りて軍吏學生とし、陸軍軍吏に必要な學術を教授す。

其修學年限は一ヶ年にして、學費は總て官給し、卒業の上は原隊に復し、所要あるときは登用して陸軍三等軍吏に任ず。

陸軍縫工下長及靴工下長と爲すべきものを名けて生徒とし、生徒は現役豫備役及後備役の兵卒より採用し、其修學期を一ヶ年とす。

本校は麴町區五丁目にあり、陸軍省の所管に屬して、經理局長之を管理す。現任校長は二等監督遠藤慎司にして、七名の教員ありて廿餘名の生徒を養へり。

### 陸軍軍醫學校

陸軍軍醫學校は、學生の練習、生徒の養成、及兵衣、兵食、兵營、兵器等の軍陣衛生に關する試験を行ふ所とす。

學生は各部隊附の衛生部士官を分遣して之に充て、其特科を練習せしむ。但し時宜に依り二等軍醫正に練習を命ずることあるべし。

生徒は華士族平民中、醫術開業免狀又は藥劑師免狀を所持し、衛生部現役士官に出身志願の者を撰抜して採用す。

學生の練習期は四ヶ月以内とし、生徒の教成期は一ヶ年以内とす。  
學生及生徒の人員、入校時日並に生徒採用に關する規定は、陸軍大臣之を定めて告達す。

學生分遣の告達あれば、師團軍醫部長は入校期十日前に本人の兵籍寫に考科表寫



を添へ、軍醫學校長へ送達するものとす。

學生及生徒は校外に居住せしめ、其課業に關し所要の書籍、器具、消耗品は貸與又は支給することあるべし。

現任校長は軍醫監森林太郎にして、目下四名の教員を以て、新に入學せしめたる五十九名の生徒を養へり。

### 陸軍獸醫學校

陸軍獸醫學校は、生徒に獸醫部初級士官たるに必要な教育を爲し、士官學生下士學生に各専門の學術を練習せしめ、兵卒學生に蹄鐵工下長たるに必要な教育を爲す所とす。

生徒は獸醫免許規則（二十三年八月二十八日官報參照）第二條第二項第三項若くは第四項に該る者にして、獸醫部現役士官に出身志願の者を撰抜して採用す。

士官學生は獸醫部士官、下士學生は騎兵砲兵輜重兵蹄鐵工長同下長、兵卒學生は騎兵野戰砲兵隊の蹄鐵工卒を分遣して之に充つ。

學生の學期は士官に在ては概ね五ヶ月、下士に在ては概ね三ヶ月、兵卒に在ては概ね九ヶ月とす。

生徒の學期は十八ヶ月とす。但帝國大學農科大學獸醫學科卒業者に在ては其學期を三ヶ月とす。

學生及生徒の人員、學生入校時日及生徒採用に關する規定は、陸軍大臣之を定めて告達す。前條の告達あるときは、師團長は士官學生に在ては獸醫部長、下士學生及兵卒學生に在ては當該隊長をして入校者を選定せしめ、入校期十日前迄に、士官學生に在りては兵籍、下士學生に在ては兵籍及考科表を校長に送達せしむ。但兵卒學生は、下士志願の蹄鐵工卒中適當の者を選定するものとす。

士官學生は校外に下士學生、及兵卒學生及生徒は校内に居住せしむ。

學用品は士官學生に在ては自辨とし、下士學生、兵卒學生には之を貸與又は支給す。但士官學生と雖も、授業の種類に依り之を貸與又は支給することあるべし。現任校長は騎兵少佐橋本謙二にして、目下七各の教官を以て生徒養成に従事せり。

### 陸軍軍樂學校

陸軍軍樂學校は、各軍樂隊の樂生を補充する爲、生徒を養成し、又、譜調學生に鼓譜喇叭譜の訓練をなし、且、軍樂學術の進歩を計る所とす。

生徒は華士族平民中、軍樂部に出身志願の者を選抜して採用す。又譜調學生は、



步兵隊の鼓手長、及、騎砲工輜重兵隊の喇叭長を分遣せしめて之に充つ。  
修學期は、學生に在ては、概、二ヶ月、生徒に在ては十二月とし、共に、校内に居住せしめて、其必要品を給す。(明治三十一年三月十一日改正)

### 陸軍教導團 (參考)

本團は華士族平民中、歩兵、騎兵、野戰砲兵、工兵、輜重兵科下士に出身志願の者を選抜して生徒と爲し、下士たるに必要な教育を施すを以て目的とす。

(廿九年五月改正)

本團生徒の教育は之を分て教授及訓育とし、毎年採用すべき生徒の人員は其時々陸軍大臣これを定めて乃ち教育總監に移すものとす。但本年は千三百人の生徒を募り、其年齢は明治五年七月より同十三年七月までに出生の者に限るべし。生徒修業中は被服食料は官費とし、學科用書籍材料は官給若くはこれを貸與し、手當金として若干を給す。

學期は毎年十二月に始まり、修業年限は左の如し。

歩兵科	十四ヶ月	工兵科	十八ヶ月
騎兵科	十六ヶ月	輜重兵科	十六ヶ月

砲兵科 十八ヶ月

學期末に於て生徒の終末試験を施行す。この試験に及第せし者には、本團教則卒業證書を交附して二等軍曹に任ずべし。

本團は陸軍監軍部に隸して、千葉縣國府臺に設けられ、現任教導團長は歩兵大佐西島助義にして、二百一名の教官を以て九百八十七名の生徒を養へり。

### 海軍大學校

本校は海軍將校、及、機關官に高等の學術を教授する所とす。

學科を分ちて將校科、機關科、選科の三つとなし、將校科中の砲術水雷術航海術は、生徒をして其一科を專修せしむ。

修業中は一切歸省休暇を許さず。尙入團の上は、如何なる情願を以てするも、退團することを得ざるものとす。

修業年期は將校及機關官は一年半にして軍醫官は一年とす。

其學生は左の資格を有する者より選抜し、各學生の學用品は、總て自辨とすと雖も書籍器械は、種類に依りてこれを學校より貸附すべし。

一、將校科學生。海軍大尉にして一ヶ年以上海上勤務に服し、身體強健勵精にして才學發達の見込あり



る者。  
 二、機關科學生。海軍大機關士にして海上一ヶ年以上勤務に服し、身體強健勵精にして才學發達の見込ある者。  
 三、選科學生。海軍佐官、機關監、大尉、大機關士等にして身體強健勵精なる者。  
 本大學は府下京橋區築地にあり、學校長は海軍中將鮫島員規にして、二十名の教官ありて、目下八名の生徒を教授せり。

### 海軍兵學校 (參考)

本校は海軍將校となすべき生徒を教育する所とす。  
 學科を分ちて、砲術、水雷術、運用術、航海術、機關術及普通學となし、修業年限は三ヶ年とす。(以下、三十年九月改正)  
 生徒は年齢滿十六年以上滿二十年以下にして、海軍將校たらんことを望む者に就き、身體検査及び學術試験を爲し、其合格者より成績に従ひ、所要の人員を採用す。但し左の一項に該る者は志願者たるを得ざるものとす。  
 一、有妻の者。  
 二、禁錮以上の刑に處せられ、又は賭博犯の處刑を受けたる者。  
 三、復権を得ざる家資分散者、破産者、及身代限の處分を受けて負債の辨償を終へざる者、若くは其

の相續人。

生徒は入校の日より之を海軍兵籍に編入し、情願を以て中途に於て退校するを得ざらしむ。

海軍兵學校は元東京府下に在りしも、往年廣島縣下江田島に移されたり。學校長は海軍少將日高壯之丞にして、教頭富岡定恭以下四十名の教師ありて七十二名の生徒を教養せり。

躰格検査に合格せざれば學科試験を行はず。其入學試験課目左の如し。

- 漢 學 白文訓點(日本外史、史記列傳)作文(記事、論文等、假名交り文)
- 數 學 算術全軌(ロツク氏、スミス氏等)代數、四術より多元二次方程式に至る。其外開法、自乘法、指數法、不盡根數、比、比例(チャールス、スミス氏、トッドハンター氏等の代數學)。
- 英 學 英文和譯、和文英譯、文法、(スウイントン小文典)書取、會話。

### 海軍機關學校 (參考)

本校は海軍機關官と爲るべきものを教育する所にして、海軍少機關士候補生に技術を專修せしむる所とす。  
 學科は、機關術、水雷術、及、普通學とす。



修業年限は三年四ヶ月にして、入學生徒の年齢及其体格、學力、資格、入學手續書式等は、總て兵學校に異なることなし。(三十年九月改正)

海軍機關學校は神奈川縣下横須賀に在り。學校長は機關大監吉田貞一にして、教頭植山德藏以下四十八名の教官教授教員を以て、六十五名の機關生徒を養成せり。

### 第一高等學校

高等學校は尋常中學卒業以上の學力を有する者の爲めに、各専門の學科を教授し、又帝國大學に入學せむとする者に、須要の教育を施す所とす。但し第一高等學校には、當分醫學部、大學豫科のみ設置せらるることなれり。大學豫科を三部に分つ。其第一部は法科及文科を望む者の爲め、其第二部は工科理科農科(獸醫科を含む)を望む者の爲め、其第三部は醫科志望者の爲めに課するものとす。

大學豫科の第一部學科を分ちて左の數科とす。

- 倫理 國語及漢文 英語 獨語 佛語 歴史 地理 數學 物理 動物及植物

其第二部は左の如し。

- 倫理 國語及漢文 英語 獨語 數學 物理 化學 動物及植物 地質及礦物
- 圖畫 測量 体操

其第三部は左の如し。

- 倫理 國語及漢文 獨語 英語若くは佛語 數學 物理 化學 動物及植物 羅甸語
- 體操

修業年限は、大學豫科は三ヶ年にして、醫學部に於ては四ヶ年なりとす。

學年は九月十一日に始まり、翌年九月十日に終る。

入學の期は毎學年の始とし、期日は其都度これを定む。

大學豫科の入學試業を分ちて、特別試業、全科試業の二種となす。

特別試業は公立尋常中學校、又は尋常中學校設備規則に依り、地方長官に於て認可したる私立尋常中學校の卒業生にして、該校長の推薦に係る者に之を課するものとす。

特別試業に於ては、尋常中學校の學科中數課目に就き、學力試験を施し、兼て体格検査を行ふものとす。



全科試業は、特別試業受験者の數、募集定員に達せざるときに限り、施行するものとす。(三十一年二月改正)

全科試業に於ては、尋常中學校の學科及其程度に依り、學力試業を施し、兼て体格検査を行ふものとす。

特別試業に依り入學を願ふ者は、入學願書に尋常中學校長の推薦書を添へて差出すべく、全科試業に依り入學を願ふ者は、東京市公民たる正副保證人の連署ある入學願書及學業履歷書を差出すべし。

入學試業を受けむとする者は受験料として左の金額を納むべし。

大學豫科	第一年	金三圓	同	第二年	金四圓
	第三年	金五圓			

入學の許可を得たる者は正副保證人連署の在學證書を差出すべし。正副保證人は東京市内の公民にして、學生の親戚なるか、又は父兄朋友なるか、若くは同郷者にして、其身上に付保證人たるに足り、且つ修學上に關涉し、一切の事を引受くるに足るべき者に限るべく、然らざれば豫め願ひの上にて本校の適當と認むるものに限るべし。

學生は本校制定の被服を着用すべし。

授業料は一學年に付金貳拾圓とし、七月八月を除き、毎月欠課の有無に拘はらず月割を以て之を徴收す。

寄宿寮は本校學生をして人員を限り寄宿せしむ。但し新入學生は學級に拘はらず一學年間に寮すべきものとす。

寄宿料は一ヶ月金六十錢とし、食料は時價に隨ひ別に定むる所に據る。

學生中本校所定の教科書を購得すること能はざる者は、願に依りて所藏の圖書を貸附すべし。

教科書貸付料は一學期毎に其原價又は評價額の一割とす。

尙入學者の爲めに、試業細則を示すときは其手續左の如し。全科試業は左表に依り期を分ち學科を細別して之を施行す。

試業期	第一期	學科	筆頭譯解(歐文和譯)
	第一期	第一外國語	算術
第二期	第一期	國語漢文	國語釋義、同文法、漢文釋義
	第一期	第一外國語	作文(和文歐譯)書取及文法
第二期	第一期	數學	代數
	第一期	歷史	本邦歷史
第二期	第一期	博物	生理及衛生の大意







獨語		語			部	
三部	部	二部		部		
醫科	文科	法科	農科	理科	工科	
獨語	獨語	獨語	英語	英語	英語	
四十人	二十人	三十二人		六十四人		
醫學科、藥學科	國文學科、漢學科、國史科、史學科、博言學科	法律學科、政治學科	農學科、農藝學科、林學科、獸醫學科	數學科、星學科、物理學科、化學科、動物學科、植物學科、地質學科	土木工學科、機械工學科、造船學科、造兵學科、電氣工學科、造家學科、應用化學科、火藥學科、探鑛及冶金學科	

本校は府下本郷區駒込退分町にありて、向ヶ岡に接し、現任校長は久原躬茲にして、今村有隣、高津鐵三郎、松本源太郎、落合直文以下、五十四名の教授を以て九

百十七名の生徒を養へり。

尙本校の醫學部は千葉縣千葉町に設けられ、主事長尾精一以下十二名の教授ありて、目下四百六十名の生徒を教授せり。

第一高等學校に入らんと欲する志願者の爲めに、入學志願者と入學者との比例を次に示すべし。

大學豫科	志願者	四五二名	入學者	二三三名
醫學科	同	一九五名	同	八九名

又其入學者二百三十三名に就て、入學前に於ける修業學校の種別をなすときは、左の如く、最も多きは他の高等學校より轉學する所のものと、官公私立尋常中學校より入學するものなりといふ。

尋常中學校	大學豫科入學	七一名	醫學部入學	四一名
他高等學校	同	一二八名	同	一名
公私立學校	同	二二名	同	四五名
再入學等	同	一二名	同	二名

又其生徒が卒業の後、如何なる方針を執るかといふに、大學豫科生は法科大學に入る者最も多く、これに次げるは醫科にして、又其次は工科なりとぞ。



法科大學 七四四名 醫科大學 三三九名 工科大學 二五五名  
 文科大學 二〇八名 理科大學 二五六名  
 第一高等學校の醫學部に於ける卒業生は、自宅開業をなす者最も多く、公私立の病院に雇はる者これに次ぎ、陸軍藥劑官となる者は又これに次げり。

自宅開業	一二〇名	公私立病院	三九名	醫軍醫官藥劑官	二六名
大學醫員	三名	學校教員	三名	警察醫及監獄醫	四名
醫科大學入學	三名	海外留學	一名	研究	中 一三名

### 高等商業學校

本校は主として内外商業に關する高等の教育を施し、將來公私の商務及會計を處理すべき者、並に商業學校の主幹又は教員たるべき者等を養成する所とす。  
 本校修學年限は豫科を一個年とし、本科を三箇年と定む。豫科にて授くる所は、倫理、書法、作文、數學、簿記、圖畫、物理、化學、博物、英語、躰操等にして、本科に於て授くる所は、商用作文、商用算術、簿記、商品、商業地理、商業歴史、經濟、統計、法律、英語、佛西獨伊支露韓語の内一語、商業要項及び實踐、並に躰操とす。

入學の期は毎學年の始め一回とす。本校に於て適當と認めたる公私立尋常中學校の卒業生にして該校長の保證あるものは無試験入學を許すべし。同上公私立商業學校の卒業證書を有し、該校長の學術優等身躰健康品行方正と認めし者は、特に和漢文、英語、數學、物理、化學、博物の中、數科若しくは全科に就きて、其學力を検査し、合格したるものは豫科に入學を許すべし。官公立學校にして普通學の程度、府縣立尋常中學校と同等以上と認められたる學校の卒業證書を有するものはこれに準ず。

豫科入學志願者にして、前に掲ぐる者の外は、年齢滿十七年以上、身躰強健、品行方正にして、左の試験に合格すべき學力を有する者に限るべし。

- |     |               |    |                      |
|-----|---------------|----|----------------------|
| 和漢文 | 訓點、解釋         | 書法 | 楷行草三躰                |
| 作文  | 公私用文、記事論說文の内、 | 數學 | 算術、代數、幾何(平面、立躰)三角術初歩 |
| 地理  | 内外國           | 歴史 | 内外國                  |
| 圖畫  | 自在畫、用器畫       | 物理 | 大意                   |
| 化學  | 大意            | 博物 | 大意                   |
| 英語  | 書取、會話、反譯      | 躰操 | 大意                   |

入學試験は凡て尋常中學校卒業の程度に據る。各高等學校の卒業證書を有する者は試験を要せず、本科第一年級へ入學を許すべし。



入學志願者は受験料として金三圓を入學願書並に學業履歷書と共に先づ本校に納むべし。但無試験入學を願出でむとする者は金二圓を納むるものとす。入學許可の命を得たる者は、其當日より五日以内に證人同道にて入學誓書を持參すべし。此手續を履まざる時は試験合格の者と雖も決して入學を許すことなし。保證人は正副二人を要し、俱に成年の男子にして、市内に一家を立つる者たるべし。授業料は、一學年豫科金貳拾圓、本科金貳拾五圓と定め、每學年九月二月の二期に分ち、指定の日に於て其半額づゝを前納せしむ。

本校學生の學力優等品行方正にして學資支辨の途なき者には、本人の願意と校長の認定とに由り、一箇年金百圓以内の學資を貸給することあるべし。學資の貸給を受けたる者は、卒業後業務につきたる翌月より起算し、貸給を受けたる月數に二倍せる期限内に於て、其貸給金額を月割を以て之を本校へ返納すべし。又貸給を受けたる者は、卒業後従事すべき業務及俸額等に對し、貸給金額を完償するまでの間、校長の指令に従ふべき義務あるものとす。

本校に於て定めたる教科用圖書の内價壹圓以上のものにして本校に數部を備ふるものは、貸付料を徴收して學生生徒に貸付すべし。貸付料の額は一學年毎に該圖書の價格の百分の二十とす。貸付料は一學年前納せしむるものとす。

本校は文部大臣の所管にして、府下神田區一ツ橋通町に在り、現任校長は清水彦五郎にして、神田乃武、石川巖、高橋二郎等三十九名の教授及助教ありて、三百七十五名の生徒を養へり。

入學志願者と入學者の比例は次に示すが如く、又其入學者に就て、入學前に於ける修業學校の區別をなすときは左の如し。

入學志願者	二二九	入學者	九八
尋常中學修業	九三	高等學校修業	一
其他の學校修業	三		
會社	一一二	銀行	三〇
社員	三九	自家營業	三三
海外留學	三	兵役	六
		官吏	四四
		商店	一四

而して卒業生徒に就て、其就職の事業を示すに、會社に雇はる者最も多く、官廳、學校、銀行の務に従事する者は、殆ど相匹敵せる有様なりとぞ。

### 同附屬外國語學校

本校は高等商業學校に附屬し、専ら外國の語學を授くる所とす。



學科を分ちて、正科及特別科とし、英、佛、獨、露、西、清、韓の國語を教授し、修業年限は、正科三ヶ年、特別科三ヶ年以内とす。

入學は、毎年九月とす。尋常中學卒業生は、試験を要せずして入學せしめ、志望者の數、募集人員に超過の節は、外國語、國語、漢文を試験して、その成績により入學せしむ。

學費は、入學試験料二圓乃至三圓とし、授教料は正科一ヶ年二十圓、特別科一ヶ月一圓とす。

現任主事は神田乃武にして、淺田、吉田、松本、山崎以下、有力の教授助教授勤からず。

### 東京工業學校

本校は工業に従事すべきもの、爲めに必要なる學科を教授する所とす。

教科を分ちて、染織工科、窯業科、應用化學科、機械科、電氣工科の五科となす。

本校生徒の修業年限は三ヶ年とす。生徒卒業の後尙一ヶ年以上現業實習として

本校の監督を受け、製造所又は實業者に就き、職工の業を執らしむるものとす。

入學の期は毎學年の始め一回にして、入學試験は學年末七月四日より本校に於て之を施行す。入學せんとするものは左の各項に適合し、且學科試験に合格する者とす。

- 年齢 満十七年以上滿二十五年以下
- 品行 端正なる者
- 身體 強健なる者
- 資格 工業者の子弟、又は將來工業に従事せんとする志望の鞏固なる者
- 入學試験の學科は、左の如し。但、其程度は、尋常中學校卒業の程度に依る。
- 讀書 作文 算術 代數 幾何 物理 化學 英語
- 圖畫 (鉛筆、若くは、毛筆の自在畫、並に、用器畫)

道府縣立尋常中學校、及本校に於て適當と認めたる市町村立又は私立尋常中學校卒業生にして、入學に必要な資格を具へ、卒業試験(若くは最終の學年試験)に於て、左記學科の定點三分の二以上の成績を得たる者は、當該學校長の證明に依り、特に入學試験を須ひず、入學を許可すべし。

算術 代數 幾何 圖畫 物理 化學  
但し本年募集すべき人員は概ね百六十名内外にして、其半數は競争試験に合格する者より入學せしめ、他の半數は、無試験入學の資格を有する者より取るべし。



入學試験を受けんと欲する者は、入學願書に履歷書及試験料金貳圓を添へて收入官吏に納むべし。但無試験入學者は其手数料金壹圓を納むべし。  
 生徒は自費を以て本校制定の帽被服を調製着用すべし。新入學生徒は其入學の日より一ヶ月以内に調製着用すべし。  
 生徒授業料は一學年金拾五圓と定め之を二回に分納せしむ。授業料は毎學期の始め一週間以内に其半年即一學期分を本校收入官吏に納附すべし。學力優等品行善良にして他生徒の模範たるべきものは特待生と爲し、一學期若くは數學期間の授業料を免す。選科生の授業料は一箇月金壹圓とし、毎月五日迄に本校收入官吏に納付せしむ。但し八月分は之を徴收せず、  
 尙、入學者便宜の爲、學費の概算を示すときは、左の如し。

種別	年別			通計
	第一	第二	第三	
授業料	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	四五,〇〇〇
校友會費	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇
書籍、諸帳簿、繪具、各 自實修製品拂下代等	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	四五,〇〇〇
製圖道具類	六,〇〇〇	〇	〇	六,〇〇〇

筆紙墨類	平均			通計
	第一	第二	第三	
下宿料	七八,〇〇〇	七八,〇〇〇	七八,〇〇〇	二三四,〇〇〇
制服、帽、手套、靴、 引靴、下脚、ヤ	一〇,〇〇〇	九,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二九,〇〇〇
外代	八,〇〇〇	〇	〇	八,〇〇〇
靴	五,〇〇〇	五,〇〇〇	五,〇〇〇	一五,〇〇〇
工場服	一五,〇〇〇	一五,〇〇〇	〇	三〇,〇〇〇
諸雜費	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	一八,〇〇〇	五四,〇〇〇
合計	一六五,五〇〇	一五〇,〇〇〇	一四九,五〇〇	四六五,〇〇〇
一箇月平均	一三,七九二	一二,五〇〇	一二,四五六	一二,九一七

本校は文部大臣の所轄に屬し、府下淺草區御藏前片町に在りて隅田川に臨み、教場、事務所、化學工場、機械工場、徒弟學校工場等、百般の設備具はらざるはなし。現任校長は阪田貞一にして、三守守、以下五十一名の教授及助教を以て、二百五名の本科生徒、八十二名の教員養成所生徒、百六名の徒弟科生徒を養へり。最近入學志願者と入學者との比例は三と一とにして、其數即ち左の如し。

木

校

入學志願者

二四五

入學者

六七



附屬職工徒弟學校	同	二二〇	同	六三
工業教員養成所	同	五一	同	四四
合計	同	五一六	同	一七四

又其入學前に於ける修業學校は左の如し。

尋常中學校出身	本校	三五	徒弟學校	—	教員養成所	一四
尋常師範學校出身	同	—	同	—	同	一五
小學校出身	同	—	同	四二	同	一五
其他私立學校出身	同	三一	同	二	同	一八
合計	同	六六	同	四四	同	六二

又本校の卒業生が就職の状況を尋ねるに、其最も多きものは諸般の工場にして、官廳奉職者これに次ぎ、普通學校若しくは専門技藝學校に教員たるものはこれに次げり。

工場	二七七	自家營業	四一	學校教員	七八
官廳奉職者	九八	留學其他	二一	兵	二二

### 同附屬職工徒弟學校

本校は主として木工若しくは金工を業とする者の子弟に適切必須なる實習及其補助たるべき學科を授けて、將來善く實業を操るべき職工を養成する所とす。

木工を別ちて、大工、指物、及木型の三科とし、金工を分ちて、鑄造、鍛冶、仕上、及板金工（附鉛工）の四科となし、當初一年は一般に通ずる作業を豫習せしむれども、後徒弟の志望に應じて其中一科を専修せしむ。

實修の補助科として、讀書、作文、習字、算術、理科、圖書、體操の七科を授く。修業年限は三ヶ年とす。授業時間は毎日修學三時間を度とし、實修は當初毎日五時として、漸次時數を増して日没に至る。

入學の期は、毎學年の始め一回とす。入學せんとする者は、左の各項に適するものとす。但し學力優等品行端正にして、一ヶ年以上實業に従事したるの實蹟ある者は、該年齢の限にわらず。

年齢	滿十二年以上十五年以下	身軀	強健なる者
品行	端正なる者	學力	尋常小學第三年級以上の學力ある者

授業料は一ヶ月金貳拾五錢とし、毎月五日迄に納めしめ、二年三年生は之を免ず。

### 同附屬工業教員養成所

本所は徒弟學校及工業補習學校の教員たるべきものを養成するを以て目的とす。學科を分ちて、本科及速成科とし、更に再別して左の數科とす。

本科 金工科、木工科、染職工科、窯業科、應用化學科、工業圖案科



速成科 金工科、木工科、染色科、機織科、陶器科、漆工科

本科修業年限は三ヶ年にして、これに入るべき生徒は年齢十七歳以上たるべく、其學力は尋常中學校卒業以上の者たるを要す。生徒はこれを折半して、其半數は、地方長官の薦擧に據り、他の半數は競争試験に依りて入學せしむ。

又速成科に入るべき者は、左の各項に適合し、其志望する科目の工業に三ヶ年以上従事したる者に限り、地方長官の特薦とすべし。其修業期を二ヶ年以内とす。

年齢 滿二十年以上滿三十年以下の男子にして、徵兵現役の義務なき者。  
品行 端正にして、且身體強健なる者。  
學力 相當の讀書算をなし得る者。

本所は入學試験料及授業料を徴收せず。尙本所の生徒には一ヶ月金三圓の學資を補給すと雖も、新募生には三ヶ月間假入學の間學資を給せず。

### 東京商船學校

東京商船學校は航海、機關に關する學術技藝を教授し、高等の船舶職員たるべき者を養成する所なり。

本校生徒は在學中並に卒業後とも海軍士官の豫備員にして、一定の規則によりて

服役するものとす。

教科を分ちて、航海科、及機關科の二とす。修業年限は航海科五ヶ年五ヶ月、

機關科五ヶ年とす。

航海科

航海術、運用術、測量術、海上氣象學、法律、造船學、技業（以上本科）商業地理、機關術大意、船内衛生法、敏急醫術、數學、外國語、和漢文、兵式體操（以上補科）航海實習

機關科

機關術、機關算法、機械學、製圖、技業（以上本科）船内衛生法、敏急醫術、物理化學、理財、數學、外國語、和漢文、兵式體操（以上補科）工術實習、機關運轉實習

入學の期は毎年二月七月と定む。生徒は年齢十五年以上二十一年以下にして、體格検査及學科試験に合格したる者に限る。體格試験の合格者に非ざれば學科試験を行ふとなし。學科試験の科目は左の如し。

數學、英語、和漢文、物理、地理、歴史

官公立尋常中學校を卒業し、左の各項に適合する者は、試験を須ひずして、航海科若くは機關科第五級へ入學を許可すべし。

年齢十五年以上二十一年以下の者。

本校に於て施行する體格検査に合格したる者。

在學中家事に係累なき者。

本校規則第四章第二十一條に掲ぐる事故あらざる者。

第一章 官立諸學校



當該校長に於て品行端正學力優等の證明を與へたる者。  
本校規則に定めたる保證人三名ある者。

入學を出願する者は本校に於て定むべき期間に、入學願書、身分證書、學業履歷書及品行學力證明書を本校に差出すべし。

此規程に依りて入學を許可すべき人員は、自費學生たると貸費學生たるとを問はず、其總數毎入學期に於て募集する全員の五分の二以下とす。

入學志願者の數、前條の定員に超過するときは、必要の學科に就き、選抜試験を行ひ、其成績の順序に依り、定員に達する迄入學を許可す。

前條に依り入學を許可せられざる者は、普通の受験者に加はり、學科の試験を受くることを得。此場合に於ては其旨を届出づるの外、更に願書及び附屬書類を差出すを要せず。

本校に於て允當と認めたる私立尋常中學校、若くは之と同等以上の課程を具備する私立學校の卒業生は、此規程に依りて無試験入學を出願することを得。

凡そ學生は決して退學を願ふを許さず。自費生は在學中の經費は總て之を自辨し、貸費生は之を本校より貸與する者とす。生徒の經費は自費貸費を問はず、一ヶ月金八圓と定む。貸費生卒業の後貸與金の還納を了る迄は、本校指命の業務に従

事し、毎月俸給高十分の一以上の金額を以て、本人若くは保證人より其貸與金を還納せしむ。

入學者をして成業後の結果を知らしめむが爲め、茲に本校卒業生の職務を示すと左の如し。

船長	月給七十圓乃至百五十圓	運轉手	月給二十圓乃至六十圓
機關手	同二十五圓乃至百四十圓	水先人	收入月給額五百圓
海軍大尉	高等官	同少尉	高等官
商船學校教授	高等官	同助教	列任官
船舶司檢官	高等官	同司檢官補	列任官
官廳技師	高等官	同技手	列任官
航業會社員			

本校は遞信省の管理に屬し、府下京橋區靈岸島銀町二丁目に在りて、近く隅田川と相望り。現任校長心得は平山藤次郎にして、松本安藏、荒川重秀以下教員二十四名を以て、二百六十名の生徒を養へり。  
尙當校は大阪及函館に商船學校分校を置きて、簡易科、別科の生徒を養へり。  
本校及分校とも、自費貸費に拘らず、試験料、授業料、及校費を徴收せず。



### 東京郵便電信學校

本校は郵便電信に關する必須の教育を施し、將來郵便電信業務に従事すべき者を養成するを以て目的とす。

教科を區別して、郵便科及電信科の二科に分ち、郵便科に於ては、郵便電信に關する特殊の學藝、及其處務の方法を教授し、電信科に於ては電氣に關する技術、及電信處務の要領を教授す。修業年限は各二ヶ年にして、學科課程は左の如し。

郵便科 作文、數學、英語、法律、郵便電信行政、内國郵便、外國郵便、爲替貯金、出納事務、

兵式躰操、及隨意科としての佛語。

電信科 作文、數學、英語、圖學、電氣學、電信工學及電話、電氣及電信技術、電氣實驗、内國

電信、外國電信、兵式躰操

入學は每學年の終りに於てす。學年は四月一日に始まり翌年三月末日に終る。試験科目は左の如し。但し尋常中學校の卒業證書を有する者は入學試験を受くるを要せず。

英語、和漢文、物理化學、内外國地理、内外國歴史、數學等

試験應募者は年齢十六年以上二十年以下の者たるを要す。本校にては優等の生徒を選びて特待生とし、毎月金五圓の學資を給す。但生徒卒業の後には四ヶ年間遞

信省に奉職するの義務ありとす。

生徒は都て授業料を課せず、被服、書籍、器具等は一切本校より貸附すべし。

本校は遞信大臣の所轄にして、府下芝區芝公園地内に在り。現任學校長は湯川寛吉にして、兵戸省三、岡島光久、神田選吉、以下二十名の教師を以て百五十七名の生徒を養へり。

### 東京美術學校

本校は、繪畫、彫刻、美術工藝の諸科を置き、各科専門の技術家、及び普通圖畫の教員たるべき者を養成する所とす。

教科を分ちて、各本科、及豫備科とす。豫備科は各本科に入るの前に履修せしむる所にして、臨畫、寫生、造型、理科、歴史、美學及美術史、書學、體操にして一ヶ年の課程とす。

本科は繪畫科、彫刻科、美術工藝科の三科にして、美術工藝科又分ちて彫金科、鍛金科、鑄金科、及詩繪科の四科とす。各科の修業年限は四ヶ年にして、學科課程は左の如し。

繪畫科 臨模、寫生、新案、圖案法、用器畫法、美術解剖、考古學、歴史、美學及美術史、教育



彫刻科 學、建築裝飾術、製作實習、卒業製作、體操  
 摸刻、寫生、新案、圖案法、圖案實習、美術解剖、考古學、歷史、美學及美術史、彫造  
 手訣、各種材料手法、建築裝飾術、製作實習、卒業製作、體操

彫金科 工場實習、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歷史、美學及美術史、應用化學、  
 彫金圖案、卒業製作、體操

鍍金科 工場實習、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歷史、美學及美術史、應用化學、  
 考古學、鍍金圖案、卒業製作、體操

鑄金科 工場實習、造型、圖案法、繪畫、金工史、美術解剖、考古學、歷史、美學及美術史、應用  
 化學、鑄金圖案、蠟型、卒業製作、體操

蒔繪科 工場實習、調漆法、圖案法、繪畫、漆工史、考古學、歷史、美學及美術史、應用化學、  
 鑄金圖案、卒業製作、體操

入學の期は毎學年の初め即九月とす。入學志願者は本校に於て入學試験を受くる者と道廳府縣の特選に係る者との二種とし、年齢滿十六年以上滿廿五年以下にして、品行善良、身軀強健にして、左の試験課目に合格する者とす。但道廳府縣立尋常中學校及本校に於て適當と認めたる郡市町村立私立尋常中學校卒業以上の者は、該校長の證明に依りて、學科試験を受くるを要せず。書と彫刻とは受験者に於て適宜其一を選ぶを得しむ。

讀 書 和漢文 作文 漢字交り文

數 學	算術及平面幾何	地 理	日本及萬國地理大要
歷 史	日本及支那歷史大要	物理學及化學	大要
臨畫及新畫	流派及材料を問はず	彫刻模造及彫刻圖案	全上

入學志願者は試験料金壹圓を納むべし。入學の許可を得たる者は正副保證人連署の在學證書を出すべし。

各科卒業の生徒にして猶其實技を研究せんと欲する者は、適當と認むる者に限り<sup>△△△</sup>研究生たるを許す。在學期限は二ヶ年以内とし、保證人及び授業料を要せず。

各科中特に一課目若くは數課目を選び學修せんと欲する者は、年齢滿十七年以上にして、當該教員に於て試験し、新選の課目を學修するに堪ふると認むる者に限り、各級正科生に缺員あるときは、選科生として入學を許すことあるべし。

道廳府縣立學校圖書教員にして、尙其技術又は圖書に關する學科を補修せむと欲する者をは講習生として入學を許す。在學の期限は一ヶ年以上二ヶ年以内とし、保證人を要せず、授業料を徴收せず。

授業料は一學年金拾圓とし、該金額は九月十一月二月四月の初旬に於て本校收入官に分納すべし。

教科用圖書、繪畫彫刻技術工藝用の小道具、及繪具筆紙等は、生徒各自の自辨た



るべく、實技上重要な器品は本校より貸付すべし。

又本校生徒に就て學科の區別を示すときは即ち左の如し。

繪畫科	九六	美術工藝科	三九	彫刻科	二二
豫備科	四〇	撰科	四	研究科	二

又其入學志願者の九十五名に對する所の實地入學者は四十八名にして、生徒卒業後の就職種別は左の如し。

自家營業	三五	普通學校教員	一九	技藝學校教員	一四
會社	一	官吏	二	兵役	三

本校は文部大臣の所轄に屬して、上野公園地の内に在り。現任校長は高嶺秀夫にして、三十五名の教授又助教ありて二百一名の生徒を養へり。

### 東京盲啞學校

本校は盲啞の子弟を教育し、自立の道を得しむることを目的とす。教授を分ちて尋常科及技藝科の二とす。學科課目は左の如し。

盲生尋常科	國語、算術、講談、體操
同 技藝科	音樂、鍼治、按摩

啞生尋常科	讀方、習字、作文、算術、筆談、體操
同 技藝科	圖畫、彫刻、指物、裁縫

修業年限は按摩を專修する者は三ヶ年、其他は凡そ五ヶ年とす。

生徒入學は毎年四月之を許す。入學を許す者は年齢凡八年以上十八年以下、身體健康にして種痘又は天然痘濟の者に限る。生徒在學中は授業料一ヶ月金五拾錢を納めしむ。但貧困にして本文の授業料を納むること能はざる者は、詮議の上之を減額し又は全く免除すべし。生徒は願に依り寄宿を許す。寄宿料は一ヶ月金三圓とし、半途にして退學せんとする者は願主及保證人の連署を以て願出づべし。

本校は文部大臣の所管にして、府下小石川區指ヶ谷町に在り。現任校長は小西信八にして、石川倉次、石川重幸、以下十名の訓導及囑託員を以て二百名に近き生徒を養成せり。

又本校の生徒に就て、區別をなすときは、盲生四十一名に對する啞生五十七名の比例にして、其中尋常科にあるものは七十六名にして、技藝科は二十一名の專修生と百四十三名の兼修生を有せりとぞ。

入學志願者は盡く之を許可せらるゝの狀況にして、又其生徒が卒業の後就職の有様は左の如し。



盲生の部

- 鍼治按摩業 六 病院按摩手 三 本校助手 三
- 私立學校教員 一 彈琴教授 二 東京音樂學校入學 一
- 啞生の部
- 繪師 二 會社書記 二 本校助手 三
- 家事 三 農業 三 溫習 中一二

札幌農學校 (參考)

本校は、農理農藝及拓殖に關する高等教育を授くる所とす。

本校は、又本科の外、農藝傳習科を設け、簡易の農理及實業を授く。

本科を卒業し規定の試験を経たるものは、農學士と稱することを得。

修業年限は、本科を四年とし、農藝傳習科を二年とす。學科課目は左の如し。

- 本科
  - 農學、園藝學、畜産學、化學及農藝化學、植物學、動物學、昆蟲學及養蠶學、獸醫學、水産學、森林學、地質學及岩石學、數學及測量術、農業工學、物理學及氣象學、經濟原論及農業經濟學、農政學及殖民論。
- 農藝傳習科
  - 實業。(耕牛馬使役、農具使用、家畜飼養、肥料製法、排水開墾、作物栽培及收穫、果樹栽培乾草法、農産製造) 學課。(土壤論、農具論、肥料論、化學原理、排水開墾法、農場管理法、農業經濟大意、動物生理學、牧畜論、農用植物生理、普通作物、特有作物、園藝、果樹栽培、農圃測量、害蟲驅除法、植物病理、養蠶、病畜治療及蹄鐵法大意)

入學の期は毎學年の始めとす。本科の學年は九月十一日より始めども、傳習科の學年は四月一日に始まるものとす。

本科入學試業は尋常中學校卒業以上の學科及程度に據り、傳習科入學試業は高等小學校(四學年)の學科及程度に依り、共に年齢は十七歳以上たるべし。

入學を願出るものは、入學願書と共に、入學手数料、本科は金一圓、傳習科は金五十錢を前納すべし。

入學の許可を得たる者は甲乙保證人の署名せる二葉の在學證書を差出すべし。但乙保證人は父兄若くは親戚中一家計を立つるものにて足れりと雖も、甲保證人は札幌區内に住し、丁年以上の男子にして一家計を立て、相當の財産若くは職務職業を有するものにして、本校に於て適當なりと認めたるものを要すべし。

本科學生中、學業優等、品行方正なる者を選び、校費生又は特待生となすことあるべし。

校費生には授業料を免じ、學費月額七圓を給し、十二人を以て定員とす。特待



生には一學年間その授業料の納附を免し、十五名を以て定員とす。

又農藝傳習科には五十人の給費生と及若干の特待生とを置き、給費生には授業料を免するの外、月額三圓を給すべし。

授業料は一學年間本科は金十五圓、農藝傳習科は金六圓を納むるを要し、冬期講習をして月額五十錢を納めしむ。

冬期講習は十二月一日に始まり、翌年三月末日に終るものとす。

本校は北海道札幌區北二條西二丁目にあり。現任校長は佐藤昌介にして、宮部金吾、新渡戸稻造以下、二十名の教師を以て、二百十一名の生徒を養へり。

### 第二章 私立専門各學校 東京専門學校

本校は政治學、經濟學、法律學、文學、及び英文學を教授する所とす。

教科を分ちて政學部、法學部、文學部及英語學部の四部とし、政學部には政治科を置き、法學部には又法律科、及行政科の二科を設け、文學部には文學科及選科の二科を置き、而して、英語學部には英語科を置く。又彼の政治科には、邦語英語の

兩科を設け、生徒の志望に依り邦語若くは英語を以て教授せり。

修業年限は各三ヶ年にして、各學科の科目及課程は概ね左の如し。但英語學部は四ヶ年とす。

- 政治科 政治學、經濟學、財政學、史學、地理學、哲學、法學、修辭學、論文、討論、特別課
- 法律科 法學通論、民法、國籍法、商法、刑法、訴訟法、裁判所構成法、國際法、證據法、破産法、登記法、羅馬法、法例、擬律擬判、國法学、經濟學、財政學、哲學、論文、特別課
- 行政科 法學通論、民法、國籍法、商法、刑法、訴訟法、裁判所構成法、國際法、證據法、破産法、登記法、羅馬法、法例、擬律擬判、國法学、經濟學、財政學、哲學、論文、特別課
- 文學科 哲學、史學、教育學、英語學、英文學、國語學、國文學、漢文學、翻譯、著述、特別課
- 英語科 英語、國文、漢文、特別課

學年は毎年九月に始まり、翌年七月に終る。又學年を二學期に分ち、前期は九月十一日より二月末日に至り、後期は三月一日より七月二十日に至るものとす。

本校及以下五校は司法省指定の法律學校にして、指定學校の卒業生は判事檢事登用試験に出席することを得るものとす。

入校試験は、毎年二月、六月、九月に於て行ふ。但し中途入校を乞ふ者は假入校を許し、傍聽生として入校試験の期日を待たしむ。英語政治科文學科第一年級に入學せんと欲する者は、英語學科第三年を卒業したる者、若くは之と同等の學力



ある者たるべし。邦語各本科第一年級に入學せんと欲する者は、左の入校試験を  
經たる者たるべし。但し指定科を修むる者は尋常中學科の課程に據るべし。

國語 漢字交り文 漢文 日本政記、文章軌範の類  
日本歴史 數學 四則、分數、比例

入校せんとする者は年齢滿十七年以上たるべし。但し英語學部に限り滿十四年  
以上ならば入學を許すべし。

入校を請ふものは入校試験願書に履歷書を添へて差出し、許可を得たるとき保證  
人より在學證書を出すべし。(但し其入校手續は大抵同一のものなれば、以下一々  
は掲載せず)

入校の際は束脩として金壹圓を納むべし。各學科一學年間の學費を定むること  
左の如し。但研究科及文學選科は、前期を六圓とし、後期を五圓とし、英語學部  
の第二三年級は前期を九圓とし、後期を七圓五十錢とす。

前期 金拾圓 後期 金九圓

學期の始めに於て學費を全納し得ざるときは、毎月三日を限り、金壹圓八十錢づ  
つ之を分納することを得しむ。本校寄宿舎に入る者は毎月左の費用を納むべし。

舍費 金六十錢 月俸 金四圓三十錢

各學科に要する英語教科書は些少の手数料を徴收して凡て之を貸與すべし。

又本校には別に校外生といふものを置きて講義筆記を頒布せり。講義録は政治  
經濟科、法律科、行政科、及文學科の四科となし、各科毎月三回發兌し、三ヶ年を  
以て完了せしむ。校外生を望む者は束脩金五十錢を納め、講義録の費用として毎  
月金四十錢を納むべし。尙本校には文學部に撰科の設けありて、一課若くは數課  
を修むることを得しむ。

本校は民間幾多の學校中特に土地の閑靜と設備の完全とを以て名あるものにて、  
牛込區早稻田に在り。學校長は法學博士鳩山和夫にして、高田早苗、坪内雄藏、  
市島謙吉等四十餘名の講師を以て九百八十名の生徒を養へり。(三十一年六月調)

### 明治法律學校

本校は本邦制定の法律及行政經濟に關する學術を教授し、傍、外國の法律行政及  
經濟に關する學理を參照考究せしむるを目的とす。

教科は、邦語を以て教授するも、別に、外國語學部を設け、三ヶ年を以て成業せ  
しむ。教授科目は左の如し。

憲法 法學通論 法例 民法 商法 裁判所構成法 民事訴訟法 刑法 刑事訴訟法  
行政法 國際公法 國際私法 法理學 經濟學 財政學 擬律擬判

### 第二章 私立專門各學校



年齡十七歳以上の男子は何時にても入學を許す。其入學試験科目は左の如し。

國語 (片假名交り作文) 漢文 (白文訓點) (四則、分數、比例)

左の資格を有する者は入學試験を要せずして入學を許す。且徴兵令第十三條、及、第二十三條の特例を受くることを得。

尋常中學校師範學校及之に同等若しくは同等以上の學校の卒業證書を有する者。

左の入學試験科目に據り試験を受け、及第したる者は前條に準ず。但尋常中學校の學科卒業程度に據る。

倫理、數學、國語、漢文、歴史、地理、博物、物理、化學、圖畫、外國語

前條入學試験期は毎年九月二月の兩度とす。但受験者は受験料金一圓を納むべし。

入校を請ふ者は、東京市在籍若しくは寄留の者にして、一家計を立て、身元確かなる者を以て保證人と定め、本校所定の書式に依り、保證書及び學業履歷書を差出す可し。但保證書用紙は受付掛より受取るべし。

入學する者は入校金貳圓を納めしむ。生徒在學中は缺席すると否とに拘はらず、月謝はすべて壹圓二十錢とし、入塾生は塾費として毎月六拾錢を納むべし。入塾生賄料は一ヶ月金四圓二十錢と定め、届出の上外泊三日以上に及ぶときは、日割を以て計算す。通學生は、前月中に月謝を完納すべし、未納の者は昇校を停止す。

入塾生は、前月中に月謝賄料を完納すべし、未納の者は退塾を命ず。生徒三ヶ月以上引續き月謝を納めざる者あるときは、退學と見做し、其姓名を學籍より削除すべし。卒業の見込なき者、又は品行不良の者は、斷然退校を命ずべし。

本校は、品行方正學術優等なる者を選び、特に優待生と爲し、食費及び塾費を除くの外、入學金並に學費を免除す。

本校にては又講法會なる者を設け、本校講義を筆記して、毎月三回、五の日を以て刊行し、之を會員に配賦すべし。本會は何人に限らず、又何時にても入會を許す。但入會の時は入會金五拾錢を納めしむ。講義録は毎年十月第一號を發行し、三ヶ年にして完結す。會費は一ヶ月五拾錢にして、毎月廿五日迄に翌月分を前納せしむ。

本校は民間私立學校中屈指の巨校にして、神田區駿河臺南甲賀町に在り。學校長は法律學士岸本辰雄にして、教頭法學博士熊野敏三以下、磯邊四郎、小池靖一、井上正一、高木豊三等の講師五十餘名を以て、千八十三名の生徒を養へり。

(三十一年六月照會)

### 東京法學院



本院は、法律及政治思想の養成を目的とし、本邦制定の法律並に行政經濟に關する學術を授け、況く歐米の法律を參加し、邦語又は英語を以て之を講授する所とす。

教科を分ちて邦語法學科、英語法學科の二とし、修業年限は各三ヶ年にして、其學科の種類と課程は種類は相同じ。

第一 年 法學通論、民法及商法、刑法、訴訟法、論理學、

第二 年 民法、商法、刑法、訟訴法、法理學、經濟學、國法學、擬律擬判

第三 年 法例、商法、訟訴法、國法學、財政學、法理學、國際法、羅馬法、證據法、擬律擬判

學年は九月十一日に始まり翌年七月十日に終る。入學の期は九月二月六月の三期とす。入學せんとする者は年齢十七年以上にして、尋常中學校、師範學校、及び之と同等以上の學科を授くる學校の卒業證書を有する者、若くは左の入學試験科目に合格したる者たるを要す。但英語法學科に入らむとする者は、更に英語の試験を要す。

甲種

國語、漢文、數學(四則分數比例)

乙種

倫理、數學、國語、漢文、歴史、地理、博物、物理、化學、圖畫、英語

學費は入學試験料、甲種は金三拾錢、乙種は金壹圓を納めしめ、外に束脩金貳圓、授業料一學年金拾四圓三十錢を月割を以て分納せしむ。本院にては在外員の爲めに毎月三回講義録を發刊して之を頒布す。在外員は束脩五拾錢、月謝五拾錢とす、尙本院には特待生を置きて該學年内の授業料を免除し、貸費生には一ヶ年七拾貳圓以内を給す、

本院は府下神田區錦町二丁目二番地に在りて、其建築大に觀るべく、現任院長は法學博士菊池武夫にして、穂積八束、金井延等五十八名の講師ありて、千三百十七人の生徒を養へり。(三十一年六月調査)

### 專修學校

本校は邦語を以て法律學、理財學を教授する所とす。學科を分ちて法律、理財の二科となす。修業年限は各三ヶ年にして、其課目は左の如し。

法律科

法學通論、民法、商法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、裁判所構成法、法例、私犯法、帝國憲法、國際公法、行政法、政治學、法理學、擬律擬判

理財科

經濟大意、貨幣論、銀行論、租稅論、公債論、簿記學、統計學、農業經濟、工業經濟、商業經濟、倫理經濟、法學通論、社會問題、世臨學、政治學、行政學、歴史、民法、商法、

### 第二章 私立專門各學校



帝國憲法、會計法

毎年九月を以て入校の期とす。

入校を請ふ者は年齢満十七年以上にして、左の入學試験科目に合格したる者たるか、又は尋常中學校同等以上の學科を卒りたる者たるべし。

國語 漢字交り作文 漢文 講讀又は白文訓點 地理 内外各國  
歴史 内外各國 數學 四則分數比例

入學志願者の便宜に依り、入校の際試験を要せず、及び定期の試験をなさずして、員外生となることを得しむ。但年齢十七年未滿の者は之を許さず。

東脩は金貳圓にして、月謝金壹圓三十錢、二科兼修の者は月謝金壹圓四十錢を納むるを要す。但授業時間は午後四時半より八時乃至九時に至る。

尙本校に於て理財科講義録を求むる者は、代價一冊に付金六錢の割を以て送金すべし。

法律科及理財科第二級及第三級生徒中、前學年の試験に於て最も優等の成績を得たる者、各級一名を撰抜して優待生とす。優待生には一學年間毎月の月謝を免除すべし。

本校は神田區今川小路二丁目に在り。校主は法學士高橋捨六にして、駒井重格、

吳文聰、相馬永胤等四十四名の講師ありて二百五十名の生徒を養へり。

日本法律學校

本校は日本の法律行政及經濟に關する諸學を授くるを以て目的とす。修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

憲法、民法、商法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、國際法、行政法、財政學、理財學、擬律擬判

本校生徒を區別して正科生及副科生とし、正科生には、全科目を修めしめ、副科生には一科目以上を適宜修めしむ。入學は二月九月の兩度にして、年齢十七年以上に限り、試験科目は左の如し。

國語 作文 漢文 白文訓點 數學 四則、比例

授業は毎日午後五時より九時半までとし、晝間就職者の便利を圖り、學費は東脩金貳圓、授業料は壹圓三十錢とす。又本校發行の講義録を得んとする者は東脩金五十錢月謝金四十錢を納むべし。講義録は毎月三回發行して每號百ページ内外とす。

本校は神田區三崎町に在り。學校長は松岡康毅にして、松崎藏之助、石渡敏一、等五十五名の講師ありて、目下五百六十六名の生徒を有せり。(三十一年六月現在)



### 和佛法律學校

本校は邦語又は佛語を用ひ法律學を教授するを以て目的とす。  
 學科を分ちて佛語法律科、邦語法律科の二とす。修業年限は三ヶ年にして、佛語を以て教授するを佛語法律科とし、邦語を以て教授するを邦語法律科と稱すれども、其課目は相同じ。(二十九年八月改正)

法學通論、民法、佛國民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、憲法、行政法、國際法、法理學、理財學、擬律擬判等

入學せんとする者は年齢滿十七年以上にして、乙種試験課目は左の如し。但し甲種試験課目は尋常中學校の程度に據る。

國語	假名交り文	漢文	講讀又は辨書	數學	四則、分數、比例
----	-------	----	--------	----	----------

入學の際は入學金貳圓を納むべし。授業料は一ヶ月金壹圓三十錢とす。

本校も亦校外生を置き、毎月二回講義録を發行す。校外生は入學金四拾錢、月謝金五拾錢を納めしむ。

本校は麴町區富士見町六丁目に在りて、佛語を以て教授する法律學校の牛耳を執

り、梅謙二郎、富井政章、飯田宏作等三十六名の講師ありて五百二十五名の生徒を教授せり。

### 慶應義塾

本塾は英語英文の練習を力め、主として英書に依り、普通及専門の學科を教授する所にして、其の目的は、各自修業する學藝に秀づるのみならず、氣品の泉源、道徳の模範となり、居家處世、立國の本旨を明にして、躬行實踐、以て社會の先導者たるべきの士を養成せんとするにあり。

本塾に、大學科及普通科を置き、別に附屬小學校、及、附屬商業學校を設く。

學年は、五月一日に始まり、翌年四月末日に終る。

「大學科」は之を分ちて文學部、理財學部、法律學部、及、政治學部の四部とす。其修業年限は大學科、及、普通科共、各部五ヶ年づゝとなす。

入學の期は毎學年の始めとす。入社せんとする者は學業履歷書を塾監局に出し、試験の上にて相當の級に編入せらるべし。

入學する者はすべて入社金三圓を納むべし。入學受験料は大學科金壹圓、普通科金五十錢とす。



學費、普通科授業料は、一ケ年金二十五圓五十錢とし、大學科授業料は一ケ年金三十圓となし、各、三學期に分ちて前納せしめ、體育會費として毎學期金五拾錢を納めしむ。

塾舎は芝區三田二丁目の高臺に在りて、福澤翁之を監督し、五十四名の教師ありて千三百四十三名の生徒を養成せり。

### 同附屬商業學校

慶應義塾には商業學校の設けありて、商家の徒弟、諸學校の生徒に、事業の餘暇を以て商業の端緒を修めしむ。

學科を分ちて尋常科及高等科の二となし、修業年限は、尋常科一年四ヶ月、高等科六ヶ月にして、毎日午後六時より九時までとす。

其學科目は左の如し。

尋常科 簿記、算術、英語、商用作文、習字、商業地理、經濟、商法、實地演習

高等科 英學、算術、經濟、商業歴史、商法

入學を望む者は毎年左の期日内に申込むべし。

第一學期 四月二十日より三十日に至るまで。

第二學期 八月二十日より同月三十一日まで。

第三學期 十二月十五日より同二十五日まで。

學費は束脩金壹圓、月謝金八拾錢、校費として毎月金貳拾錢を納めしむ。

### 國學院

本院は専ら國史國文國法を教授し、併せて廣く之が研究及應用に須要なる諸學科を修めしむる所とす。

教科を分ちて、本科及び研究科の二となす。修業年限は本科三年、研究科二年にして學科課目は左の如し。

本科 國史、國文、道義、法制、外國史、地理、哲學、漢文、英語、体操

研究科 國史、國文、道義、法制、哲學、漢文、英文等

入學の期は、九月の始めとす。本科一年級に入るを得べき者は、尋常中學校卒業の學力を有する者たるべし。本科中、學科を選びて入學する者は之を選科とす。

學費は、本科研究科共授業料各金壹圓五十錢とし、選科は金壹圓を納むるを要す。

本院學生々徒にして學術最優等に品行最方正なる者をば給費生とし、食費を給し授業料を免す。本院學生の學術優等品行方正なる者にして學費を支辨する能はざる者に限り、一學年に付七十五圓以内の學費を貸與す。貸費生は、卒業半ケ年の後、貸費を受けたる年數と均しき期限内に於て、貸費金に壹ケ年六分の利子を附し



て月賦返納するものとす。又他の一般生徒と雖も教科書を自辨する能はざる者には之を貸附するとあるべし。

本院は府下麴町區飯田町五丁目に在りて、故伯爵山田顯義等の率先創立する所に係り、院長は佐々木高行にして、講師三十餘名を以て百四十名の生徒を教養せり。

(三十一年六月現在)

### 哲 學 館

本館は、東西兩洋の哲學、史學、文學、教育學、宗教學等を教授する所に於て、教科を教育學部、宗教學部の二科とし、各部共に豫科一年、本科二年を以て卒業せしむ。學科課程は左の如し。

教育學部、論理學、倫理學、審美學、史學、心理學、社會學、教育學、國文、漢文、國史、支那史、

萬國史、哲學史、倫理史、地理、理科、并に科外

宗教學部、國史、國學、漢文、漢史、佛學、倫理學、美學、論理學、社會學、純正哲學、宗教學、並

に科外

學年は毎年九月十六日に始まり翌年七月十五日に終る。入學期日は毎年三月、七月、九月、十月、十二月の五回とす。學費は束脩金壹圓、月謝金九十錢、館費

金十五錢とす。本館々外員の爲めに毎月三回各部の講義録を發刊す。館外員は束脩金三十五錢、月謝金二十八錢を納むべし。

本館は小石川區原町に在り。館主は文學博士井上圓了にして、村上專精、辰巳小次郎、松本愛重等十六名の講師ありて、百五十名の生徒を養へり。

### 正則英語學校

本校は正則英語學を教授し、完全に英語を活用するの士を養成するを目的とす。本校には、左の四科を置き、その修業年限は左の如し。

普通科	午前の部	二ヶ年	午後の部	一ヶ年	夜 學	二ヶ年
高等科				一ヶ年		二ヶ年
受驗科	同	適宜	同	一ヶ年	同	一ヶ年
會話專修科	同	適宜	同	適宜	同	適宜

學年を分ちて、九月、四月、一月の三學期とす。學費は束脩金一圓、但夜學科は金五十錢、月謝は普通科夜學科は各七十五錢にして、他は各一圓づゝとす。

本校は神田區錦町三丁目にあり。現任校長は齋藤秀三郎にして、教師は村田祐治、



木村邦彦、和田正幾、渡邊秋藏、イーストレキ、マツカウレ一等十餘名ありて、目下七百三十二名の生徒を養成すといへり。(三十一年六月照會)

### 國民英學會

本會は主として實用の英語と高等の英文學とを教授し、教科を分ちて正科、英文學科、夜學科、會話科、特別受験科、隨意科の四科とす。修業年限は、正科夜學科は、各二年半、英文學科は一ケ年、會話專修科二ケ年間と定む。學年を分ちて前後の二期とす。前期は十二月一日に始まり、後期は五月一日に始まる。學費は東修金一圓、月謝英文學科、會話科は金一圓、正科、夜學科は、金七十錢、特別受験科は八十錢、隨意科は金五十錢とす。本會は神田區錦町三丁目にあり。會主は磯邊彌一郎にして、高橋五郎、石川角次郎、上谷宏、北島亘、米人ブラッドベリー、スナツドグラス、英人コックス等十一名の教師を以て、千百五十名の生徒を教授せり。

### 國語傳習所

本所は國語國文を教授する所にして、學科を高等普通の二科とし、高等科は毎日曜土曜の兩日に授業し、一ケ年を期して卒業せしめ、普通科は毎日曜日に教授して六ヶ月間に卒業せしむ。其の科目は、

文典、かなづかひ、作文、作歌、神皇正統記、土佐日記、竹取物語、徒然草、古今集、伊勢物語、枕草紙、源氏物語、大鏡、萬葉集、文學史、國文國語教授法

等にして、傳習生を男女に分ち、遠隔なる者の爲めに講義録を頒布せり。學費は

入學金五十錢、高等科授業料七十錢、普通科授業料五十錢。

校舎は神田區三崎町一丁目にあり。教頭は落合直文にして。飯田武郷、宮地嚴夫、大和田建樹等、七名の講師ありて、三百八十八名の生徒を養へり。

### 東京數學院

本院は主として數學を授くるの外、尙英語漢學等を教授するの所にして、教科を分ちて、専門學部、陸海軍受験科及び選修科とす。

専門學部を大別して、數學部、英學部、漢學部とす。數學部にて授くる所は即左の如し。

算術、代數、幾何、高等代數、立跡幾何、解析幾何、圓錐曲線法、平面三角法、アトルミナント、近世幾



何學、高等代數、方程式論、球面三角法、微分學、積分學、三軸法、最小二乘法、重學

修業期限、數學は一學期凡四ヶ月にして、別科、普通科(前期後期)本科(一級乃至四級)の七學期間と定む。

學費は東脩金壹圓、月謝は各部金七拾錢乃至壹圓三拾錢にして、校費拾錢を納めしむ。

本院は神田區猿樂町二番地にあり。校長は上野清にして、二十四名の教員を以て、八百名の生徒を養ひつゝありといへり。

### 數理學館

本館は神田區猿樂町にありて、主として純正數理を教授す。學科を分ちて、普通科及び高等科、質問科の三科とし、修業年限は各科一ヶ年にして、學費は東脩金五拾錢、月謝五拾錢以上七拾錢とす。

### 順天求合社

本社は數學、測量、及天文學等の諸學科を教授し、學科を分ちて尋常、高等并に測

量專修科とし、尋常科一ヶ年半、高等科一ヶ年、專修科半ヶ年を以て成業せしむ。

學費は入學金壹圓、授業料は五拾錢乃至壹圓とす。

校舎は神田區仲猿樂町四番地にあり。十三名の教師を以て、二百八十八名の生徒を教授し、別に別科の一科を設けて、入學受験科の課目を授けり。

### 曹洞宗大學林

本校は佛教の蘊奥を改究し、専ら曹洞宗の教理を授くるを目的とす。

學科を分ちて豫科本科とす。修業年限は豫科一年にして本科三年と定む。

校舎は麻布區北日ヶ窪町にあり。六名の教師を以て百五十名の生徒を養へり。

### 淨土宗學本校

本校は佛教の蘊奥を改究し、及び傳道必須の學術を教授するを以て目的とす。

學科を分ちて正科及専門科とし、正科に於ては佛教の教理、哲學、外國語等を修めしめ、専門科にては佛教教理の蘊奥を探らしむ。



修業年限は正科シケ年専門科二ケ年にして、生徒の學費は本校より其幾分を扶助すべし。

本校は小石川區表町七十九番地にあり。校長は清水禪純にして、二十四名の教師を以て百四十名の生徒を養へり。

### 明治學院

本學院の目的は、學生をして英語を以て完全なる基督教主義の高等普通の教育を受けしめ、智徳兼備の學生を養成するにあり。

本院は、分ちて普通學部、神學部とす。普通學部は又分ちて高等學部、尋常中學部となし、修業年限は中學部五年、高等學部二ケ年と定む。學科課程は左の如し。

尋常中學部 倫理、國語漢文、英語、歴史、地理、數學、習字、圖畫、体操  
高等學部 倫理、國語及漢文、英語、心理、理財、英文學、天文學、獨逸語、基督教教義論  
入學の期は毎學期の始めとし、初學生は毎學年の始めとす。學年は四月上旬に始まり、翌年三月下旬に終る。

東脩は金壹圓、授業料は、各級共毎月金壹圓、在舍料は毎月一圓、一室二人ならば七拾錢、三人ならば五拾錢、食料一ヶ月四圓三十錢と定む。

本院は芝區白金今里町にありて、井深梶之助普通學部を總理し、ランチス、ハリス、シバラ、ワイコッフ、熊野、池田、藤田、平山等十三名の教師ありて、九十三名の生徒を養ひ、卒業生は重に文學の事業に従ひ、又は尋常中學校の教員たる者殊に多し。

### 青山學院

本校は基督教理を基として普通並に専門の學科を授くる所にして、教科を分ちて尋常中學部、高等普通學部、神學部及實業部の四科とす。修業年限は、尋常中學科五ケ年、高等普通科四ケ年にして、學科課程は左の如し。但神學部及實業部の課程は暫く省略に従へり。

尋常中學科 倫理、國語、漢文、英語、數學、地理、歴史、博物、物理、化學、習字、圖畫、唱歌、体操等  
高等普通科 倫理、國語、漢文、英語、歴史、体操、撰修科（教育、心理、論理、法學、哲學史、經濟、物理、化學、生理、天文、地質、植物、動物、獨逸語等）

隨意科（數學、圖畫、唱歌）  
生徒入學は、毎年三回、一月、四月、及び九月の初旬に於てす。學費、東脩金貳圓、月謝壹圓二十錢にして、寄宿生は舍費三十錢、食料四圓二十錢前後を納めしむ



本校は南豊島郡澁谷村青山南町に在りて、遠く市街の塵囂を絶ちたり。院長は本多庸一にして、スペインサー、ソーバル、石坂、淺田等十九名の内外講師ありて、生徒百八十名を養へり。

### 東京至誠學院

本院は、速成を主とし、正則的に普通の獨逸語、並に醫學、博物學、及文學等に關する獨逸學を教授する所とす。

學科を分ちて、普通科、高等科、及醫學科の三科とす。修業年限は普通科を一年半と定め、高等科及醫學科は別に卒業の期を定めず。

學費は東脩五十錢以上二圓にして、月謝七十錢以上二圓迄の間となす。校舎は麴町區飯田町三丁目にあり。校長は吉岡荒太にして、十二名の教師を以て三百二十名の生徒を養へり。(三十一年六月照會)

### 青年會夜學校

本校は神田區美土代町三丁目三番地にあり、實業に就き、又は高等の學科を修めんとするものに英語を授くる所なり。

學科を分ちて普通科及高等科とす。修業年限は普通科三ヶ年にして、高等科二ヶ年の間と定む。學費、東修五十錢乃至壹圓にして、授業料は五拾錢乃至壹圓とす。校長は丹羽清次郎にして、内外の教師八名あり。

### 東京物理學校

本校は理學の普及を助けんが爲め、數學、重學、測量、物理學、化學を教ふる所とす。修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

算術 代數、幾何、三角、測量、重學、解析幾何、微分積分、物理學、化學、實驗等

本校の學期は前後の二期とす。前期は二月廿一日に始まり七月二十日に終り、後期は九月十一日に始まり翌年二月二十日に終る。授業時間は毎科一時間半とし、毎夕二科若くは三科を課す。

入學する者は年齢十四年以上にして、零、算術を解し、筆記に差支なきを要す。授業料は第一期にては金四圓、第二期にては金五圓、第三第四學期にては金六圓、第五第六期にては金八圓とし、毎月之を分納せしむ。

本校第二學期以上の學期に於ては、理化學科、數學科の中を選擇て之を專修する者を選科生とす。撰科生は授業料を減納せしむ。



本校は神田區小川町一番地に在り。學校長は理學士中村精男にして、十七人の教員を以て三百名の生徒を養へり。(三十一年六月現在)

### 濟生學舍

本舍の旨趣は學業の速成を要するにあるを以て、醫學の要領を教授し、期するに三ヶ年を以てし、之を六期に分割す。學科科目は左の如し。

- 第一期 物理學、無機化學、解剖學
- 第二期 物理學、有機化學、解剖學、生理學
- 第三期 生理學、組織學(以上前期學科)
- 第四期 外科通論、病理通論、診斷學、藥物學、外科各論、病理各論
- 第五期 外科各論並臨床講義、病理各論並臨床講義、眼科學並臨床講義
- 第六期 婦人科、産科、衛生學(以上後期學科)

學年を分ちて冬夏の二期とす。毎年十月より三月までを冬學期とし、四月より九月までを夏學期とす。學費は束脩金四圓、月謝及講堂費金二圓とす。又本舍には「藥學部」を置き、速成を以て藥劑師を養成す。修業年限は二ヶ年にして、之を四學期に分割す。學科科目は左の如し。

- 第一期 物理學、無機化學、金石學、獨逸學、數學

第二期 物理學、有機化學、動物學、植物學、生藥學、分析學講義、獨逸學

第三期 製藥化學、生藥學、顯微鏡用法、分析化學及實地演習、調劑學

第四期 製藥化學實地演習、藥物製煉、調劑學實地演習

學費は、束脩金貳圓、月謝金壹圓、講堂費金三拾錢とす。

本舍は府下本郷區湯島四丁目に在り。舎長は長谷川泰にして、山田良淑以下廿五名の講師を以て七百名の生徒を教授せり。

### 東京慈惠醫院醫學校

本校は醫學の教授を旨として、學科科目は略ぼ濟生學舍に類し、生徒を定期生徒及期外生徒の二種に分ち、學費は束脩金壹圓五十錢、授業料冬期金拾三圓二拾錢、夏期金六圓六拾錢を納めしめ、實地演習をなす者には尙此外の費用を納めしむ。

生徒は十六年以上にして尋常中學校卒業以上の學力を要し、修業年限は四ヶ年にして、冬期は九月十五日より翌年三月三十一日に至り、夏期は四月十五日より七月三十一日に終る。

本校は芝區愛宕町二丁目にありて、十四名の教師を以て百廿二名の生徒を養へり。



## 藥學校

百六十

本校は藥劑師を養成するを目的として、之に必須の學科を授くる所なり。修業年限は正科二ケ年、專修科半ケ年以上にして、課程を四學科に分割し、二學科を以て一學年とす。學科即ち左の如し。

- 正科第一期 獨乙學、植物學、物理學、無機化學附實地演習
- 同 第二期 獨乙學、植物學、有機化學、製藥化學、定性分析實地演習、調劑學講義
- 同 第三期 獨乙學、製藥學、定性分析實地演習、定量分析講義、調劑學實地演習
- 同 第四期 生藥學、藥品鑑定、日本藥局法、衛生化學、定量分析實地演習、實地製煉、生藥學實地演習、顯微鏡用法

專修科 分析術、實地製煉、調劑術、顯微鏡上検査法、衛生試驗、藥品鑑定實地演習

學年を分ちて冬夏の二學期とし、冬期は十一月七日に起り、夏期は四月七日に始まる。入學は毎學期の始に於てす。年齢は十七年以上たるべし。學費は東脩金貳圓、授業料は一學年金十九圓八十錢を十一ヶ月に分納せしめ、專修科は一ヶ月金二圓五拾錢を納めしむ。

本校は府下下谷區櫻木町に在り。學校長はドクトル藥學士下山順一郎にして、八名の教員を以て、二百六十五名の生徒を養へり。

## 高山齒科醫學院

本院は、齒科に關する必須の學術を教授し、且、之を實切に練習せしむる所とす。修業年限は、二ケ年にして、學年は、九月一日に始まる。

學費、入學料金二圓、授業料一ヶ月金壹圓八十錢とす。  
本院は、芝區伊皿子町七十番地にありて、高山紀齋これを管理し、目下七名の教師ありて、百十餘名の生徒を養へり。

## 東京商業學校

本校は速成の目的を以て内外商業に關する必須の教育を授け、將來商業に従事すべき者を養成する所とす。

修業年限は三ケ年にして、學科課程は左の如し。(二十九年八月改正)

- 第一年 英語、和漢學、習字、算術、歴史、物理學、化學、動植物學、地理、作文、簿記學
- 第二年 經濟學大意、貨幣論、商業地理、農工商業誌、商業道德、簿記、算術、數學、和漢學、英語、作文、法學通論
- 第三年 運輸交通誌、銀行論、爲替論、金融論、外國貿易論、商業地理、農工商業誌、法學通論、商法大意、統計學、簿記、英語、作文等



學年は毎年四月一日に始まり、翌年三月下旬に終る。入學者は年齢十四歳以上にして、高等小學校卒業の學力あるを要す。學費は東脩金壹圓、月謝金壹圓とす。本校は神田區錦町二丁目にあり。學校長は和田垣謙三にして、濱田健次郎、土子金四郎、實吉益美等二十五名の講師を以て二百名の生徒を養へり。

(三十一年六月照會)

### 東京航海學校

本校は海員たらしむと欲する者に必要なる學術技藝を授くる所とす。(廿九年九月改正) 教科を分ちて、豫備科、受験科、及速成科の三となす。

豫備科は東京商船學校及海軍兵學校機關學校に入學せんと欲する者を教授するの科目にして、修業三ヶ年間とす。

受験科は西洋形商船々長運轉手機關手海技免狀を受有せむと欲する者を養成し、其修業年限は當分別にこれを定めず。

速成科は從來日本形船々員若くは速成を旨として海員たらしむと欲する者に、必要なる學術技藝を授くるものにて、其年限を一ヶ年とす。

豫備科速成科は各學年を分ちて二學期とす。第一學期は三月一日に始まり、第二學期は九月一日に始まるものとす。其入學は毎年一月三月五月九月に於てし、學

費は東脩金壹圓、月謝金壹圓とす。

受験科は時々入學を許すものにて、其月謝は甲種船長、甲種一等運轉手は四圓以上七圓以下とし、甲種一等運轉手、甲種二等機關手、乙種船長、及乙種一等機關手は貳圓五拾錢以上四圓とし、以下次第に遞減せり。

豫備科は晝間これを教授し、受験科及速成科はすべて一般に夜學と定めり。

本校は神田區猿樂町二番地にあり。學校管理長は海軍中將赤松則良にして、其講師には船舶司檢官、商船學校教員多く、上野清、松本安藏等二十二名の講師を以て二百八十名の生徒を養へり。

### 工手學校

本校は邦語を以て、土木、機械、電工、造家、造船、探鑛、冶金、製造舍密の各科を教授して工手を養成する所とす。修業年限を二ヶ年とし、之を四學期に分ち、毎期五ヶ月を以て終らしむ。教科を分ちて豫科及本科とし、第一期第二期は豫科を專修し、第三期より本科に入らしむ。その科目は、左の如し。

豫科 算術、代數、幾何、三角術、英語初歩、物理學初歩、舍密學初歩、工業用簿記、工業用地理、工業用普通文、製圖



- 土木學科 數學、河工、海工、道路、隧道、鐵道、施行法、橋梁、測量法、製圖
- 機械學科 數學、力學、地形構造及煉瓦職、蒸氣機鑪蒸氣罐、水力學水力機、工場器具、材料強弱論、機械運動學、製圖
- 電工學科 電氣及磁氣、數學、電氣實驗、電信及電話、電力及電燈、製圖
- 造家學科 家屋構造法、建築材料、測量法、和樣建築法、材料強弱論、仕樣設計法、製圖
- 造船學科 木船、鐵船、計算、數學、力學、製圖
- 探礦學科 礦物學、地質學、探礦學、測量法、機械運動學、製圖
- 冶金學科 礦物學、地質學、舍密學、冶金學、試金術、分析法、機械運動學、製圖
- 製造舍密學科 舍密學、舍密手工、分析舍密、製造舍密、機械運動學、製圖

生徒入學の期は毎年一月九月とし、其半ヶ月前に於て入學申込をなすを要す。

授業時間は午後一時より十時までの間とす。  
 學費、豫料は授業料一ヶ月金壹圓校費金三十五錢にして、本科は授業料一ヶ月金壹圓五拾錢校費金三十五錢とす。入校金は豫料金壹圓、本科金貳圓を納むべし。  
 本校は府下京橋區南小田原町一丁目に在り。學校長は工學博士三好晋六郎にして、監事講師等工學博士工學士理學士の學位を有するもの四十四名の上に出で、生徒の現員亦一千三百二十二名に餘れりといへば其盛況想ふべし。(三十一年六月照會)

### 東京農學校

本校は農の學理と技術とを教授するを以て目的とし、修業年限は三ヶ年にして、學科課程は左の如し。

- 物理、化學、動物、植物、礦物、土壤、氣象、昆蟲、生理、畜産、園藝、養蠶、普通作物論、肥料論、工藝作物論、植物營養論、植物病理學、土地改良論、森林學、農業經濟論、家畜飼養論、測量術、數學等

尙本校には別に實習の科目を設け、所屬田圃にて實地に就て作業を執らしめ、時時農事試驗場及有名なる實業家に就て實地の研究をなさしむべし。

入學の期は各學期若くは學年の始めとす。前期は七月二十一日に起り、後期は二月十一日よりこれを起算するものとす。

入學を許すべき生徒の年齢は滿十四年以上にして、高等小學科卒業のもの、若くは、左の學科目に就て試験合格の者に限る

- 講讀 理科 地理 算術 書取 作文
- 學費は入校金壹圓、月謝金二圓とす。

尙本校の科目の中にて一科若くは數科に就て之を修めむとするものは、選科生として之を許し、授業料は一科目五拾錢、四科目以上は金二圓とす。

本校所在地は小石川區大塚窪町廿五番地にして、教頭横井時敬、講師佐々木、白澤



等十一名の教員ありて、七十四人の生徒を養へり。(三十一年六月調)

### 水産傳習所

本所は水産に關する學理、及、技術の傳習をなす。學科を分ちて、講習科、現業科、及び研究科とす。講習科の修業年限は三ヶ年とす。

學年は四月に始まり三月に終る。入學せむとするものは年齢十八年以上たるべし。學費は東脩金壹圓、月謝壹圓五拾錢、寄宿生は食費三圓六十錢、舍費五十錢を納むべし。

校舎は、芝區三田四國町にあり、所長は葦原清風にして、十五名の教授講師、十九名の技師技手を以て、百三十一名の生徒を養へり。(三十一年六月照會)

### 東京獸醫學校

本校は、専ら獸醫の學術を教授し、實業上に應用せしむるを以て目的とす。

學科を分ちて本科及撰科とし、修業年限は、本科三ヶ年と定む。學費は、東脩金二圓、授業料一ヶ月二圓とす。

校舎は、牛込區市ヶ谷河田町にあり、九名の教員を以て、六十名の生徒を養ふ。

### 鐵道學校

本校は實地應用の速成を期し、鐵道事業に従事すべき技術者及職員を養成する所とす。

修業年限は一ヶ年にして、學科を分ちて技術部職員部の二つとなす。課目即ち左の如し。

#### 技術部

- 軌道科 數學、英語、力學、物理、測量、土工、軌道敷設、鐵道大要、鐵道信號、製圖、實地練習
- 橋梁隧道科 數學、英語、物理、力學、測量、材料及構造法、石工煉瓦工及木工、溝渠及橋梁、隧道、鐵道大要、製圖、實地練習
- 造家科 數學、英語、力學、物理、測量、材料及構造法、石工煉瓦工及木工、家屋構造、鐵道大要、製圖、實地練習
- 汽車科 數學、英語、物理、力學、器械地形摺付及動力聯結法、機關車及車輛、鐵道大要、鐵道信號、製圖、實地練習
- 電機科 數學、英語、物理、化學、力學、電氣及磁氣、發電機、電動機、器械地形摺付及動力聯結法、電車及車輛、鐵道大要、製圖、實地練習



職員部

經理科 數學、英語、簿記、工業法規及經濟、鐵道事務取扱法、鐵道大要、實地練習  
 驛務科 數學、英語、簿記、工業法規及經濟、鐵道驛務取扱、鐵道大要、鐵道信號、實地練習  
 學期は五月一日に始まり、翌年四月三十日に終り、午後六時より九時までを本校授業時間とす。但一學科の志願者十名に充たざるときは、授業を開始せざることあるべし。

入學せむとする者は年齡十六年以上にして、左の學力を有すべし。但尋常中學校の第二級以上の學科を修めたる者には別に入學の試験を要せず。

- |    |              |    |       |
|----|--------------|----|-------|
| 英語 | ナショナル、第二リーダー | 算術 | 四則、比例 |
| 代數 | 初歩           | 幾何 | 初歩    |
| 讀書 | 漢字交文         | 作文 | 全上    |

學費は東脩金五十錢、月謝は一科目金壹圓三十錢、校費は五十錢を納めしむ。本校は神田區錦町三丁目にあり、校長は工學士野邊地久記にして、多數の教員生徒を有せり。



第三章 中等教育各學校

東京府尋常中學校

本校は實業に就かんと欲し、又は高等の學校に入らむと欲する者に、須要なる教育を施すが爲めに設けられたる所なり。  
 學科課程は文部省令第十四號及七號に基きて制定したる者にして、學科及其課目は則ち左の如し。

學科	學年	時定		倫理	國語及漢文	外國語
		時	當配			
倫理	第一	一	六	人倫道德ノ要旨	講讀文法、書取、作文、漢字交文	綴字、讀方、書取、會話、聽取、習字
	第二	一	六	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第三	一	五	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第四	一	四	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第五	一	四	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
國語及漢文	第一	一	六	綴字、讀方、書取、會話、聽取、習字	講讀文法、書取、作文、漢字交文	綴字、讀方、書取、會話、聽取、習字
	第二	一	六	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第三	一	五	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第四	一	四	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第五	一	四	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
外國語	第一	一	六	綴字、讀方、書取、會話、聽取、習字	講讀文法、書取、作文、漢字交文	綴字、讀方、書取、會話、聽取、習字
	第二	一	六	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第三	一	五	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第四	一	四	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ
	第五	一	四	前級ニ全シ	前級ニ全シ	前級ニ全シ



體操	圖畫	習字	物理及化學	博物	數學	地理	歷史
二	二	一		一	四	二	一
步兵各個教練	柔軟器械	楷書法		博物初步	算術全牀	地球及日本地誌	本邦史傳
三	一	一		一	四	一	一
前級ニ全シ	自在鉛筆着色	三牀書法及細字速寫		動植物	算術全牀 代數四則式 幾何直線形	亞細亞及大洋洲地誌	日本歷史
三	一			二	五	一	二
步兵執銃	柔軟器械			法身動植物及人生理衛生	代數 圓積	歐羅巴地誌	東洋歷史
三	一		三	一	五	一	二
前級ニ全シ	自在鉛筆着色	用器畫法 投影畫	物理及化學	動植物	代數 幾何 立牀	亞米利加及亞地地誌	西洋歷史、上古、中世、近世
三			三	一	五	一	三
前級ニ全シ			前級ニ全シ	礦物、岩石	代數 幾何 三角	地文	日本歷史 西洋歷史現
三					二		二

計	三六	三六	三六	三〇	三〇	三〇	三〇
---	----	----	----	----	----	----	----

學年は毎年四月一日に始まり、翌年三月末日に終る。學期を分ちて三期とす。毎年四月より七月までを第一學期とし、九月より十二月までを第二學期とし、翌年一月より三月までを第三學期とす。

入學を志望する者は、身壯健康、品行端正、年齢滿十二年以上にして、妄りに退學轉校をなさざる者に限るべし。

二學年間同一の學級に在學するも其學業進まざる者、又は操行修まらず、誨諭を加ふるも改悛の實なき者、又は滿二ヶ月以上無届にて缺課したる者は、學校長の意見を以て除名すべし。

學費は入學檢定料五拾錢、毎月授業料壹圓六拾錢とし、五日を限りて納附せしめ、これが納附を怠る者には其登校を停止して保證人より徴收す。

本校は府下京橋區築地に在りて八百三十名の生徒を有し、學校長は勝浦鞆雄にして、教頭笹倉新次以下二十三名の教諭助教諭及七名の囑托教員を以て八百名の生徒を養へり。(三十一年七月照會)



### 日本中學校

本校は尋常中學校の學科及び課程に従ひ、中人以上の實務に就かんと欲する者、又は高等の學校に入らんと欲する者に、須要の普通學を授くる所とす。

本校修業年限は五ヶ年にして、學科課程は、概、東京府尋常中學校と相似たり。

學年は四月一日に始まり、翌年三月下旬に終る。

本校に入學せんとする者は、年齢滿十二年以上にして、高等小學第二級以上に相當する學力を有する者たるべし。

入學志願者は本校規定の書式に倣ひ、學業履歷書を副へて出願すべし。入學の許可を得たる者は在學證書を出すべし。保證人は東京市内に於て一家計を立つる丁年以上の男子たるべし。

學費は、入校金壹圓、授業料、月額壹圓貳拾錢乃至壹圓五拾錢とす。授業料は前月中會計掛に就て授業切符と引換ふべし。授業切符を所持せざる者は其間停學せしむべし。

本校は元東京英語學校と稱せられ、麹町區山元町一丁目一番に地ありて、近く半藏門に接し、學校長は杉浦重剛にして、三十八名の教師を以て、六百五十名の生徒を養成せり。

### 東京府開成尋常中學校

本校は尋常中學の學科課程に従ひ、實業に就かんと欲し、又は高等の諸學校に入らんと欲する者の爲めに須要の教育を施す所とす。

本校修業年限は五ヶ年にして、教科用書は左の如し。

學科	級	
	第五級	第四級
倫理	口授 小學(參考)	口授 小學(參考)
國語漢文	石田羊一郎編 普通文範(試用)	保元平治物語 關根直正編 今昔物語抄 國語學(參考)
外語(英語)	ワイルソン ブリマ ナショナル 第三讀本 ロングマン 及舊電信 局藏級 習字本	ロングマン 第四讀本 スウェーデン 史本 スウェーデン 史本
國語漢文	日本外史	十八史略
國語漢文	文法口授	正文章軌範
外語(英語)	スウェーデン 史本 スウェーデン 史本	スウェーデン 史本 スウェーデン 史本
國語漢文	徒然草	竹取物語
外語(英語)	スウェーデン 史本 スウェーデン 史本	スウェーデン 史本 スウェーデン 史本
國語漢文	全土佐日記	春秋左傳抄
外語(英語)	スウェーデン 史本 スウェーデン 史本	スウェーデン 史本 スウェーデン 史本



體操	兵式	圖書	習字	物理化學	博物	數學	地理	歷史
		淺井忠著 新撰畫手本	西川元讓書 楷書千字文		口授	幾何 口授	本邦地理 口授	本邦史 口授
		全	同 行書千字文		全	幾何 アツツシーエシヨ 算術 大屋木下兩氏著 普通算術(參考)	萬國地理 口授	全
		上	同 草書前赤壁賦		上	全	萬國地理 口授	支那史 口授
		全	上	口授	衛生生理 口授	全	地文 口授	支那史 萬國史 辰巳小次郎編 萬國史要(參考)
		上	平瀬作五郎著 用器畫	口授		大代數學 上		萬國史 口授
		全		口授		ケエヅ 三角 術		萬國史 口授
		上		口授		全 菊池大麓著 英文立鉢幾何學		本邦史 口授

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。入學は毎學年の始めに於てし、小學高等科第二級級の卒業證書を有する者は試験を要せずして、本校第一級級に入ることを得。

學費は授業料一ヶ月金壹圓五十錢を納むるを要し、尙此外に入學の際試験を要するものは受験料として金五拾錢を納めしむ。

本校は神田區淡路町二丁目に在りて、元公立學校と稱せり。校長は田邊新之助にして、宮本大森澤田安村等の教師廿三名ありて、八百九十名の生徒を養へり。

### 錦城學校尋常中學

本校は文部省所定の尋常中學校學科程度に従ひ、中人以上の實務に就かんとする者、若しくは高等學校に入らんとする者に、普通教育を授くる所とす。本科修業年限は五ヶ年にして、學科は左の如し。

倫理	學科	學年
	第五級	第一
人倫道德の要旨	全	第四級
	上	第二
全	上	第三級
	全	第三
上	全	第二級
	上	第四
全	上	第一級
	上	第五



習	物理及化學	博物	數	歴	地	外	國語及漢文
字		博物示教	幾算何初歩術	日本歴史	日本地理の概略	讀方及譯解書取 作文及習字	講讀 漢字交り文 書取 漢字交り文及 書讀文 作文 漢字交り文及
楷行草三林及細 字速寫							
全	物理及化學示教		幾代算術の復習 何數習	萬國歴史	亞細亞及歐羅巴 の地理	讀方及譯解書取 會話及作文	講讀 漢字交り文及 書取 漢文 作文 前級に全下 前級に全下
上		生理及衛生	幾代 何數	支那歴史	亞米利加澳斯太 利亞及亞非利 加的地理地文	講讀會話作文及 文法	講讀 前級に全下 作文 前級に全下
全	無機化學	植動物	幾代 何數	日本歴史	日本地文及政治 地理	講讀會話作文及 翻譯文、文法	講讀 前級に全下 作文 漢字交り文
上			三代 角 法數	萬國歴史		講讀會話作文及 翻譯文、文法	講讀 漢文 作文 前級に全下
	方學物質論熱學 音響學光學越歷 學磁氣學						

圖	畫	自在畫法	自在畫法	全	上	全	上
林	操	步兵操典第一部 第一章中各個教 練及柔軟林操	全上及器械林操	小隊教練執銃柔 軟林操及器械林 操	全上復習	全上復習	全上復習

學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。入學は學年の始に於てすと雖も、各級定員に滿つる迄は臨時入學を許すことは一般私立學校の常なり。入學志願者は品行身軀學力檢定の上之を許す。生徒は本校一定の制服を着用するものとす。

學費は入學金壹圓、授業料一學年金拾六圓とし、毎月壹圓五拾錢づゝ前月中に納めしむ。

本校は神田區錦町二丁目にあり。學校長は矢野文雄にして、永井尙行、坂元盛徳以下二十一名の教師ありて五百七十三名の生徒を教授せり。

早稻田尋常中學校



本校は尋常中學校の課程に従ひ、中等以上の業務に就かんと欲する者、又は高等の學校に入らんとする者を養成する所なり。  
 學年は毎年四月一日に始まり翌年三月末に終る。修業年限は五ヶ年にして、學科課程は左の如し。

學科	學年	科目	教科書
倫理	第一	修身立志	國語研究會編纂 國文讀本 卷一、上下等
	第二	同上	國語研究會編纂 國文讀本 卷二、上下及文法等
	第三	齊家奉公	國語研究會編纂 國文讀本 卷三、上下
	第四	全上	國語研究會編纂 國文讀本 卷四、上下
	第五	教育勅語詳解	徒然草 枕草紙及文法等
國語	第一	宮本正貫 漢文讀本 卷一、二	十八史略紀事本末 龜谷閣 近世名家文傳
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
漢文	第一	スベンセリアン 習字書	ニウナシヨナル 第三四
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
外國語	第一	ニウナシヨナル 第一、二	ニウナシヨナル 第三四
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上

學科	學年	科目	教科書
歴史地理	第一	日本歴史	山上萬次郎 新撰普通地理
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
算術	第一	中等教育算術書	算術教科書 スミス小代数 菊池大麓 初等幾何學教科書
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
博物	第一	口授	同上
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
物理	第一	口授	同上
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
化学	第一	口授	同上
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
習字	第一	帝國毛筆新體帖一	同上
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
圖畫	第一	帝國毛筆新體帖一	同上
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上
體操	第一	同上	同上
	第二	同上	同上
	第三	同上	同上
	第四	同上	同上
	第五	同上	同上

但、教科用書は受持講師の意見又は時宜に依り、變更することあるべし。教科書名を擧げざるは、擔當者の見込によりて、或は口授とし、臨時、或は之を定むる







博物 理 化 學 物	口授	全上	全上	全上	全上
習 字	嘉言帖、蘭亭帖 後赤壁賦	全上	全上		
圖 書	中學臨畫帖 合本三編一冊	用器畫口授	全上	隨意 全上	
練 操					

學費は、束修一圓、月謝金一圓五十錢とす。

本校は、本郷龍岡町にあり。校長は津田眞道にして、二十九名の教師を以て、六百名の生徒を養ふといへり。(三十一年七月照會)

### 成城學校

本校は陸軍武學生徒豫備科を教授する所とす。教科を分ちて、尋常中學校及高等科の二科となす。

修業年限は、尋常中學校五ヶ年、高等科一ヶ年とす。

學年は四月二十一日に始まり、翌年四月二十日に終る。

本校の生徒たることを得る者は、陸軍出身志願にして品行端正身軀強健入學試験に及第し、其年齢は滿十二年以上二十三年以下となす。

入學試験は毎年四月十月の二回と定む。生徒入學の時は左の品物を調製すべし。

制服、制帽、靴、教科用器具、(圖引具墨斗インキ入類)、教科用書籍及手簿

學費は入校料金壹圓五拾錢、授業料一ヶ月金壹圓五拾錢とす。

本校は府下牛込區市ヶ谷原町三丁目にあり。學校長は陸軍大將川上操六にして、教頭岡本則録以下四十四名の教員を以て、九百二十九名の生徒を養成し、兼て、二十名の韓國留學生、五名の清國留學生を教養せり。其教員は、士官學校、幼年學校の教官より兼ねるもの多く、昨年士官候補生の應募者にて合格せし者七十五名、中央幼年學校に入學せし者五十三名ありしといふ。(三十一年七月照會)

### 攻玉社海軍豫備學校

本校は海軍兵學校及海軍機關學校入校志願者を養成し、併せて東京商船學校に入



らんと欲する者に須要なる學科を授くるを以て目的とす。  
修業年限は五ヶ年にして、學科は即ち左の如し。

學科	學級	倫理	漢文	英語	數學	地理	歴史
第一	年級	人倫道德の要旨	講讀 作訓	讀譯文會	算代幾	本邦	本邦
第二	年級	全	全	讀譯文會 和英	術數何	外邦	外邦
第三	年級	全	全	全	全		
第四	年級	全	全	全	全		
第五	年級	全	全	全	全		

尙學科に配當して教科用書を掲ぐれば、其概略左の如し。

理科	物理	化學	生物
式	全	全	式
上	全	全	上
全	全	全	全
上	全	全	上
全	全	全	全
上	全	全	上

學科	學級	倫理	漢文	英語
第一	年級	勅諭 勅語 教育	日本 外史	文法 口授 米國史
第二	年級	全	日本 外史 略史	ナショナル 第四讀本 スイン トンの 小文典
第三	年級	全	史記 八列 傳略	ユニオン 第四讀本 スイン トンの 小文典
第四	年級	全	史記 列傳	ナショナル 第五讀本 スイン トンの 大文典
第五	年級	全	史記 列傳	ヘルソン 傳 スイン トンの 大文典



數	田中矢德編 中等算術教科書	全	上	田中矢德編 中等算術教科書	スミス 代數	幾算大 何術代 雜問數	幾算大 何術代 雜問數	幾代算 何數術 雜雜問
學	同 初等代數教科書	全	上	スミス 代數	幾算大 何術代 雜問數	幾算大 何術代 雜問數	幾代算 何數術 雜雜問	幾代算 何數術 雜雜問
數	竹貫登代多譯 アツソシエーシ ヨシ幾何	全	上	幾算大 何術代 雜問數	幾算大 何術代 雜問數	幾代算 何數術 雜雜問	幾代算 何數術 雜雜問	幾代算 何數術 雜雜問

生徒入學の際は、束脩として入社金貳圓、白扇一對を納むべし。  
 學費は授業料一ヶ月金壹圓貳十錢にして、教場費十五錢とす。寄宿生は寄宿費  
 として毎月二十五錢、食料として二圓五十錢乃至三圓五十錢を納むべし。  
 尙本校には別に幼年科を設けて、初學の者を教養し、專修土木科を設けて、土木  
 の技手を養成せり。

本校は府下芝區新錢座町十番地に在り。校主は工學士近藤基樹、校長は藤田潜  
 にして、二十六名の教師を以て生徒五百七十二名を教養せり。

### 海軍豫備校

本校は海軍兵學校及海軍機關學校へ入學志願の生徒を教養する所なり。  
 修業年限は五ヶ年にして學科課程は左の如し。(廿九年六月改正)

學科	學年	豫科	倫理	科學漢			科學數		
				勅諭	人倫道德の要旨	訓點	算術	代數	幾何
本	第一	第一	勅諭	日本外史略	讀本上	小代數	體溫	平幾何	同
	第二	第二	經小	文章軌範	讀本下	小代數	習同	平幾何	同
	第三	第三	學論	日本政	讀本中	大代數	同	同	同
	第四	第四	語大	記史	讀本中	大代數	同	同	同
	第五	第五	學中	記史	讀本中	大代數	同	同	同







とする者に須要なる教育を施すを以て目的とせり。

學科を分ちて獨逸語、倫理、國語、漢文、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、習字、圖畫、體操の諸科となし、五ヶ年を以て卒業せしめ、別に一ヶ年の補充科を設けて本科に進むべき準備をなさしめ、尙獨逸語專修のものには別科を置きて、午後三時半より教授をなせり。

入學の期は學年の始とす。學年は四月一日に始まりて翌年三月下旬に終る。但し時宜に依り臨時入學を許すことあるべし。

本科第五級に入る者は年齢十二年以上にして高等小學校第二級を卒業し、若くは之に均しき學力を有して獨逸語學の初歩を修め、本校にて施行する入學試験に合格し、若くは本校に設くる所の補充科卒業の者となす。

本校に入學する者は左の入學金及び授業料を納むるを要す。入學金は入學の際保證状と共に差出し、授業料は年額の十二分の一を毎月五日迄に納むべし。

入學金 金壹圓 授業料 一ヶ年金拾八圓

本校は神田區西小川町一丁目にあり。學校長は文學博士加藤弘之にして、教頭山脇玄を始め二十二名の教師ありて目下二百七十名の生徒を養へり。

### 麻布尋常中學校

本校は尋常中學校の程度に據りて、他日實業に就かんと欲し、若くは高等の學校に入らむと欲する者に須要なる教育を施す所とす。

學科は文部省令に基きて他の中學校と同様の課程を授け、修業年限は五ヶ年にして、殊に英語の科に至りては、初級よりして英米人、若くは本邦教師をして、周密に教授せしめ、尙實用の英語を修めむとするもの、爲めには、別に專習科を置きて、内外教師これを擔當す。

學費は授業料壹圓五十錢とす。本校は麻布區烏居坂町にありて、元東洋英和學校と稱せらる。校長は江原素六にして、目下十四名の教師を以て百三十五人の生徒を養へり。

### 東京府城北尋常中學校

本校は文部省令に準據して尋常中學校の課程を教授する所とす。

修業年限は五ヶ年にして、教科は日本中學校に掲ぐる所と畧相同じ。本校一年級に入らむとする者は年齢十二歳以上にして相當の學力を有する者たるべし。



學費は東脩金五拾錢、月謝金壹圓六拾錢とす。  
本校は府下麴町區飯田町五丁目に在りて、東京府に屬し、學校長は今泉定介にし  
て、二十七名の教師ありて、七百五十名の生徒を養へり。(三十二年七月照會)

### 正則尋常中學校

本校は他日高等學校に入らんと欲し、又は實業に就かんと欲する者に必要の教育  
を授くるを以て目的とす。修業年限は五ヶ年にして、其課目は左の如し。

倫理、國語及漢文、第一外國語、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、習字、圖畫、唱歌、體操

入學の期は四月上旬即ち第一學期の始めにして、高等小學校を終りたる者は本科  
一年級へ編入すべし。學費は東脩金壹圓、授業料は毎月五日迄に金壹圓五拾錢を  
納めしむ。

本校は芝區芝公園内閑雅幽邃なる地にあり。學校長は神田乃武にして、文學博  
士外山正一、同元良勇次郎等之を補佐し、二十名の教師を以て四百五十名の生徒を  
教授せり。

### 郁文館

本館は文部省令中學設備準則に基き、府縣立尋常中學校同様の學科程度を教授す  
る所にして、中人以上の實務に就かんと欲する者、並に高等の學科を修めむと欲す  
る者を養成する所とす。

修業年限は五ヶ年にして、學科課目は左の如し。

倫理、國語及漢文、外國語、地理、歴史、數學、博物、物理、化學、習字、圖畫、體操

學費は東脩金壹圓、月謝壹圓五十錢、館費拾錢にして、毎月五日以内に納めしむ。  
本館は本郷區駒込蓬萊町に在り。館主は文學士棚橋一郎にして、教頭川田正徹以  
下二十二名の教師ありて、五百二十名の生徒を教授せり。(三十二年七月調査)

### 商工中學校

本校は文部省令に基きて尋常中學校の學科及課程に従ひ、中人以上の實務に就か  
んと欲する者、又は高等の學校に入らむとする者に普通學科を授くる所とす。  
修業年限は五ヶ年にして學科課程は左の如し。



學科	學年	第一	第二	第三	第四	第五
倫理	第一	人倫道德の要旨	全	全	全	全
國語及漢文	第一	講讀 漢字交り文 書取 漢字交り文及 書讀文 作文 漢字交り文及 書讀文	講讀 漢字交り文 漢文 書取 前級に全下 作文 前級に全下	講讀 前級に全下 作文 前級に全下	講讀 前級に全下 作文 漢字交り文	講讀 漢文 作文 前級に全下
外國語	第一	讀方及譯解書取 會話及綴文	讀方及譯解書取 會話及綴文	講讀 會話作文及文法	講讀 會話翻譯	全 上
地理	第一	日本地理	日本地理及 外國地理	外國地理及 支那歷史	日本地理及 支那歷史	內外 外地文及 外國 歷史
歷史	第一	及 日本 地理 歷史	外國 地理 及 支那 歷史	支那 歷史 及 支那 地理	支那 歷史 及 支那 地理	全 上
數學	第一	幾算 何初 步術	幾代算 何數術	全 上	全 上	三算 術代 角代 術數
博物學	第一	物理示教	全 上	生物及 物理示 教	博物學 物理示 教	全 上
物理學	第一	物理示教	全 上	生物及 物理示 教	博物學 物理示 教	全 上
習字	第一	楷行草三林及細 字速寫	全 上	全 上	全 上	全 上

圖畫	體育	第一	第二	第三	第四	第五
自在畫法	普通體操 準備法矯正 術徒手啞鈴	自在畫法	普通體操 徒手啞鈴 棍棒球竿	全 上	全 上	全 上
自在畫法	普通體操 徒手啞鈴 棍棒球竿	自在畫法	普通體操 徒手啞鈴 棍棒球竿	全 上	全 上	全 上
全	普通體操 全上	全	普通體操 全上	全 上	全 上	全 上
全	兵式體操 步兵操典生兵 第一部第一章 第二章第一教 第二教第三教 徒手柔軟體操	全	兵式體操 步兵操典生兵 第一部第一章 第二章第一教 第二教第三教 徒手柔軟體操	全 上	全 上	全 上
全	兵式體操 步兵操典生兵 第一部第一章 第二章第一教 第二教第三教 徒手柔軟體操	全	兵式體操 步兵操典生兵 第一部第一章 第二章第一教 第二教第三教 徒手柔軟體操	全 上	全 上	全 上

學年は四月一日に起算して翌年三月末日に終る。  
 入學する者は行狀端正身軀健康にして年齢十二年以上に達し、高等小學校二年級以上の學力を有するを要す。  
 學費は入學金壹圓、月謝壹圓五十錢とす。  
 本校は、麴町區大手町一丁目一番地に在り。校長は宮松兼三郎にして、二十名の教員を以て六百五十名の生徒を養へり。(三十一年七月調査)



### 明治義會尋常中學校

本校は尋常中學校の程度に據りて、倫理、國語、漢文、英語、其他の學科を授くる所にして、修業年限を五ヶ年間とす。  
 學年は四月一日に始まりて、翌年三月末日に終る。  
 學費は東脩金壹圓、授業料は一ヶ月金壹圓五十錢とす。  
 校舎は麴町區富士見町四丁目にありて、別に寄宿舎の設あり。校長は鹽谷吟策にして、廿四名の教員を以て、五百六十三名の生徒を養成すといへり。

### 大成學館

本館は尋常中學の學科課程に従ひ、中等以上の實務に就かんと欲する者、若くは諸官立學校に入らむと欲する者の爲めに、必要の學科を教授せり。  
 修業年限は五ヶ年にして、學費、東脩金壹圓、授業料金壹圓五十錢とす。  
 本館は神田區三崎町一丁目にあり。校長は内藤耻叟にして、十七名の教師を以て四百五十名の生徒を養成すといへり。

### 敬勝館

本館は神田區今川小路一丁目にありて、高等師範學校附屬尋常中學校、或は東京府立尋常中學校、東京工業學校の豫備科たる本館工業科の本科に入る者を養成し、修業年限は三ヶ年にして學費は月謝金一圓、教場費金拾錢とす。  
 本館工業科は、東京工業學校の承認を経て設立し其受験者を養成する所にして、學科を分ちて豫科、本科及び高等科の三種とし、各科一ヶ年を以て成業せしむ。

### 大鳴學館

本館は官公私立諸學校に入學受験の豫備又は日課の補修を爲すもの、又は業務の餘暇を以て高等普通の學科を修めむと欲するもの、爲めに、左の學科を隨意に教授するを以て目的とす。依て卒業の期限を設けず。

- 英 學
- 漢 學
- 數 學
- 獨 逸 學
- 國 文 學
- 理 化 學
- 博 物 學
- 地 理 學
- 歷 史 學
- 簿 記 學

本館は右に示したる所の學科を各自隨意の書籍に就きて一人別に教授すべし。  
 校舎は神田區錦町二丁目五番地にあり。學費は東脩金隨意、月謝三十錢以上七十錢。寄宿生は、食料月額金五圓、舎費三十錢にして、授業は午前午後及夜間とす。



館長は西川正次にして、宮田、高橋、平澤、青柳以下、十二名の教員を以て、三百餘名の生徒を養成すといへり。(三十一年一月照會)

### 曉星學校

本校は學科を分ちて小學科、尋常中學科、及び高等中學科の三とし、學齡六歳以上の男子はこれを小學科に入學せしめむ。

修業年限は小學科八ヶ年、又中學科は五ヶ年にして、學費は月謝一圓五十錢乃至四圓と定む。

校舍は麴町區飯田町三丁目三十二番地にあり。校主は松岡秀之にして、教頭はソリック以下内外國人廿七名の教師を以て百六十名の生徒を養へり。

### 第四章 公私高等女學校

本校は女子に須要なる高等普通教育を施すを以て目的とす。修業年限は四ヶ年にして學科課程は左の如し。

學科	學級	修身	國語	外國語	歴史	地理	數學	理科	家事	裁縫
第一	年級	人法道 方作實 法踐の	講讀 作文	習讀 字方 書譯 取解			筆算 小數の 加減 乘除	動植 物物	衣食 住	裁縫 針方 縫方
第二	年級	同上	同上	會話 作文	本邦 地理 史	本邦 地理	珠算 同上 比例	同上	同上	同上
第三	年級	同上	同上	同上	同上	外國 地理	幾何 比例 初歩	同上	同上	同上
第四	年級	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

### 第四章 公私高等女學校



習 字	楷書 行書	楷書 假名 行書 假名 草書 假名	圖 畫	自在 畫	同上	音 樂	唱 歌	同上 器 用 法	體 操	遊 藝 操	同上	教 育	同上	漢 文	講 讀	同上
--------	----------	----------------------------------	--------	---------	----	--------	--------	-------------------	--------	-------------	----	--------	----	--------	--------	----

尙本校には補習科を置き、小學校教員志望の者をして凡六ヶ月の補修をなさしむ。學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。入學せんとするものは、品行端正、身軀健康、年齢十三年以上にして、高等小學校三ヶ年の課程を卒りたる者、若くはこれと同等以上の學力を有する者たるべし。學費は東脩金壹圓、月謝金壹圓以上若くは貳圓を納むるを要す。本校は神田區錦町一丁目二十番地に在り。現任校長は田中敬一にして、教員

十二名を以て二百八十五名の生徒を養へり。

### 東京女學館

本館は女子教育獎勵會の設立維持せるものにして、本邦女子の淑徳を養成し、且必要なる學術技藝を教授せんが爲めに立てたるものなり。本館高等女學科は修身、國語及漢文、英語、地理、歴史、數學、理科、習字、圖書、家事、手藝、唱歌及音樂、躰操等にして、高等專門科は國文學、漢文學、英文學及書學とす。修業年限は、高等女學科は六ヶ年にして、高等專門科は二ヶ年とす。學費は、高等女學科は月謝金壹圓五十錢、高等專門科は月謝金貳圓を納めしむ。本館は麴町區虎の門内にありて、辻新次學館長たり。教員は内外教師十五名を以て、七十餘名の生徒を養へり。(三十一年七月調査)

### 共立女子職業學校

本校は女子に適應せる技藝職業並に必要の學科を授くる所とす。教科を分ちて甲乙の二科とし、共に裁縫、編物、刺繡、造花、圖書等の諸術を授



け、又術科の外に必ず修身、讀書、習字、算術、家事、理科等の學科を課す。  
 修業年限は甲科三ヶ年、乙科二ヶ年とし、四月より翌年三月に至る一ヶ年を以て一學級とす。甲乙兩科の術科及び學科課程は左の如し。

縫	小裁、中裁、本裁衣服、シャツ、ツボン下等、附子供並に婦人用洋服裁縫、及其所屬品
編	衣服附屬品及裝飾品、婦人小兒帽子飾等
刺	綴繡、平繡、けし繡、すじ繡、すじら繡、肉入繡等
造	花簪、草木花卉の模造及裝飾品等
圖	水墨畫、模樣畫、陶器畫等
學科課程	
修身	女子の心得方
讀書	讀方、作文(普通文、消息文)
習字	平假名、行書、草書
算術	筆算(加減乗除、分數、小數、諸等、比例)珠算(加減乗除、利息算)家計、簿記
家事	衣食住に關する家事の管理法附刺烹
理科	生活上緊要なる理科學の要項

但し甲科は乙科に比して稍低き程度の學科を課す。  
 生徒募集は毎年四月とす。但し缺員あるときは臨時入學せしむべし。

甲科を修めむとするものは年齢十二年以上たるべく、乙科は年齢十五年以上にして、共に略々讀み書きを爲し得る者たるを要すべし。入學者は束脩として、甲科は金壹圓五十錢、乙科は金一圓を納むべし。月謝は甲科金壹圓五十錢、乙科は金一圓とし、割烹の實習を望むものは毎月器械費金十錢毎回實費金十五錢内外を納めしむ。本校にては生徒練習の爲め世上の注成品を製作せしめ、其純益金の半額を該生徒の名義を以て郵便爲替貯金局に預け置き、卒業若くは要用あるときは、本人の申出に依りて下げ渡すべし。

校舎は神田區一ツ橋通町に在りて通學の生徒最も多く、其成績著るくして府下に於て評判よき女學校の一なり。學校長は中川謙二郎にして三十名の教師を以て四百二十二名の生徒を養へり。(三十一年七月調査)

### 明治女學校

本校は汎く女徳を發育するを旨とし、文理藝術の中凡そ女子の教育に必要な者は悉く之を授け、卒業する者をして淑女良妻賢母たらしめんことを目的とす。教科を大別して、普通科、及び高等科とし、修業年限は普通科四ヶ年、高等科二ヶ年間とす。學科課程は左の如し。



普通科

道話、和文、漢文、作文、數學、地理、歴史、博物、理科、圖畫、禮式、習字、裁縫、唱歌、英學、家政、生理、心理、教育學等

高等科は當分文學部のみの設置に止む。文學部にては専ら和漢英の三學を授く。學費は束脩金貳圓、月謝金壹圓貳拾錢とす。塾生は毎月食料として金三圓、雜費金八拾錢を毎月五日までに納むべし。

校舍は北豊島郡巢鴨村に在り。校長巖本善治以下、八木兼辰、大和田建樹等十五名の教員ありて七十三名の生徒を教養せり。

### 立教女學校

本校は將來國民の賢母良妻となり得る婦人を養成するを以て目的とす。

正科を分ちて、豫科、本科とし、修業年限は豫科四ヶ年、本科三ヶ年の課程とす。英語科も亦豫科本科とし、其年限は正科に同じ。

入學の期は毎學期の始め、即ち一月四月九月にして、學費は束脩金壹圓、月謝金六十錢以上金壹圓以内とす。

校舍は京橋區築地居留地二十六番地にありて、清水友輔を校長とし、十七名の教師を以て八十三名の生徒を養へり。(三十一年七月照會)

### 普連土女學校

本校は、基督教の主義に基きて、女子に適切なる普通の學藝を教授し、知識を研磨し、道德を啓發し、身體を健全にして、専ら知徳體の三育を實踐的に施行するを以て目的とす。

教科を大別して豫科本科とし、更に之を小別して、豫科を普通學部、英學部とし、本科を和漢學部、英學部、數學部とす。

修業年限は豫科四ヶ年、本科三ヶ年とし、學費は月謝豫科金七拾錢、本科金壹圓、月俸金三圓五拾錢以下にして、冬期は炭代を納めしむ。

本校は芝區功運町にあり。學校長は海部忠藏にして、其教員は十二名ありて、三十六名の生徒を養へり。(三十一年七月照會)

### 頌榮女學校

本校の目的は處世上日本女子に適切なる學術技藝を教授し、以て温良着實なる婦女を養成せんとするにあり。

教科を分ちて豫科本科とし、修業年限は豫科四年にして本科三ヶ年とす。



學費は東脩金一圓、月謝一圓にして、寄宿生は食料五圓を納めしむ。  
本校は芝區白金猿町にありて、校主を岡見清致とし、十名の教師を以て生徒五十名を養成せり。(三十一年七月照會)

### 跡見女學校

本校は本邦固有の女徳を養成し、且つ日常生活必要なる學藝技術を教授する所とす。  
學科を分ちて本科豫科とし、其課目は左の如し。

國學、漢學、數學、習字、繪畫、裁縫、琴、點茶、插花

修業年限は各科各四ヶ年にして、生徒は寄宿生、通學生の二種に大別す。

學年は四月一日に始まり、翌年三月二十五日に終る。

學費は東脩金壹圓五拾錢、月謝、國學、漢學、數學の三科金壹圓、習字、繪畫、裁縫は各金五拾錢、點茶、插花は各金二拾五錢にして琴は七拾五錢とす。尙寄宿生は塾費五拾錢、食料として毎月金四圓五拾錢を納めしむ。

校舍は小石川區柳町二十七番地にあり。學校長は跡見花蹊にして、目下十一名の教師を以て百八十三名の生徒を養へり。

## 附錄 各圖書館

### 帝國圖書館

本館は上野公園内に在り。内外古今の圖書記録を蒐集保存し、及衆庶の閱覽參考の用に供する所にして、歳首(六日間)紀元節天長節館内掃除日(毎月一日)曝書期(十一月中凡そ十日間)歳末(四日間)の定期閉館日を除くの外、日の長短に従ひて毎日午前七時若くは九時より午後八時若くは九時三十分まで開館す。

凡そ本館の圖書を借覽せんとする者は左の求覽券の内一種を購求して來館すべし。

特別求覽券 一回分 一枚 金五錢 十回分 一枚 金三十錢  
尋常求覽券 一回分 一枚 金二錢 十回分 一枚 金十二錢

特別券を有する者を特別參觀人とし、尋常券を有する者を尋常參觀人とす。但特別參觀人は閱覽所内の別室に於て借覽せしむべし。

求覽券は閱覽所入口に於て吏員に渡し、更に閱覽書を受けて其住所姓名及求需の書名函架番號冊數を本館備附の目錄に就て之を記入し、貸渡場に出して書冊を借受くべし。

貸付圖書の員數は、特別參觀人は一時に和裝書は七種三十冊、洋裝書は七種七冊を限り、尋常參觀人は和裝書は三種十冊、洋裝書は三種三冊を限りとす。又同時に



和装洋装書を併せ借るときは、共に其合数の半を過ぐるを得ず。但辭書は此限に  
あらず。

東京府下に住し滿十五歳以上にして、本館所藏の圖書を帶出借覽せんとするとき  
は、特許規則に依り願書を差出すべし。但特許帶出の部数は和装書五冊、洋装書籍  
は二冊を以て限りとし、期限は十日乃至三十日とす。

特許票付與の許可を得るときは、特許閱覽料金五圓を納付して特許票を領收す  
べし。滿一年の後尙特許を繼續せんとするものは、更に前段の手續を経て特許票を  
領收すべし。

### 帝國教育會書籍館

本館は神田區一ツ橋通町帝國教育會構内に在り。教育及諸般の學術に關する通俗  
の圖書雜誌類報告書等を蒐集し、廣く公衆の閱覽に供する所にして、歳首(五日間)  
歳末(二日間)天長節及び恩書期(八九月の際凡そ二週間)を除くの外、毎日午前八時  
若くは九時より午後四時三十分若くは五時三十分まで開館す。

本館の圖書を閱覽せんとするものは、閱覽券を購求すべし。其代價左の如し。

通常閱覽券 一回 金貳錢 十回 金拾六錢

特別閱覽券 一回 金參錢 十回 金貳拾四錢

閱覽券を掛員に渡し、閱覽證を受け、之に求需の書名、冊數、部門、函號、番號  
及び住所姓名を明記し、貸渡所に出し書冊を借受くべし。

但貸付圖書の員數は同時に三種以内とし、和装は九冊洋装は三冊を限り、特別  
は六種以内とし、和装は十八冊、洋装は六冊を限り、和洋併借の時は、和装三  
冊を以て洋装一冊に換ふ。

閱覽人は一日一回外出するとを得。但外出者は借覽の圖書を返戻し、外出證を受  
けて必ず之を携帶すべし。

本館は又學術講習者の便を圖り、併せて讀書の趣味を一般社會に普及せしむる爲  
め、特に備へある書目に記載の圖書に限り、之を館外に貸出すべし。

圖書を借受けんとする者は其圖書の價額に等しき金額を保證金として前納すべし。  
保證金は借受圖書を返戻したるとき直に還附すべし。

圖書を借受けたる者は左の割合に従ひ借覽料を拂ふべし。

壹冊に付	價額	金貳拾錢迄	一日	金五厘
全		金五拾錢迄	全	金七厘
全		金壹圓迄	全	金壹錢
全		金壹圓五拾錢迄	全	金壹錢五厘

附錄 各圖書館規則



全 金 貳 圓 迄 全 金 貳 錢

價額金貳圓以上の圖書借覽料は金五拾錢迄を加ふる毎に金五厘に増す。  
借受圖書の員數は同時に二種以内とす。

圖書を借受けんとする者は、書名、冊數、部門、函號、番號、價額及び住所、業務姓名を明記して本館に差出すべし。

圖書借受の期限は、東京市内は借受の日より二週日、東京市外は發送の日より三十日間とす。期限を過ぎ返戻せざるときは、其期日後の日數間は二倍の借覽料を申受くべし。又本館の催促を受け尙ほ返戻せざるときは、紛失したるものと見做し、保證金を返戻せざるべし。

### 山縣圖書館

山縣圖書館は、明治三十年天長節に少年園創立十周年の紀念として設立する所なり。其設立の要旨に曰く「讀書は人生の要務なり、苟も世と共に進歩し、世と共に成功せんと欲する者は、特に政治文學教育宗教等に志ある者のみならず、商業工業其他諸般實業界に立たんとする人と雖も、亦必ず最良の書を読み、其才識を進め、其智能を啓き、以て世運に後れざらんことを勉めざるべからず。然れども、世には無

資力なる子弟多し、志餘ありて財と時間とに乏しく、自ら圖書を購求して讀むの力なく、又圖書館に入りて涉獵するの暇なく、空しく己の不幸を歎じて已むもの少なからず。是れ余が平生最も同情を表する所にして、而して又其扶掖の道に於て常に思を致す所なり。今茲に設立する圖書館は、専ら此無資力なる子弟の爲めに圖りて忠實ならんことを期するものにして、歐米諸邦に在る所のサーキュレーター、ライブラリー (Circulating Library) 又はトラヴェリング、ライブラリー (Traveling Library) の圖書取扱法に倣ひて、廣く有用の圖書を貸出さんとする者なり。即ち其送達運轉を快速にし、借覽者の便を考へ、借覽料の如きは殆ど無料同様の低廉とし、以て我が日本帝國の封境内は、千島の北陲より臺灣の南端に至るまで、海村山邑、苟も郵便の通ずる所に住する無資力の子弟をして、足戸外に出でず、身圖書館に入らず、而して且つ我が圖書館内に藏する所の群籍を讀むべからしめんとす。

我が圖書館の主旨や實に此の如し、余一人の事業としては決して容易の事にあらず。故に、始より完成を告げ難きは論なし。圖書の如きも、始より數十萬卷を貯へて限りなきの需めに應ずる能はざるは免れざる所なり。然れども、此に年來藏する所のものを基礎とし、汗牛充棟、少年子弟の選擇に迷ふものの中より、人生各方面に須要にして最良なる冊子を購集し、商業者の子弟は商業上最良なる書を読み得、工業者



の子弟は亦直に工業上最良の書を読み得るが如くせんと欲するなり。漸を以て藏書を増殖し漸を以て通覽を弘くし、普く全國の不幸なる子弟を満足せしむるに至らんことを期せんとす』云々。

其假規約とする所は左の三章なり。

第一章 本館の圖書は、唯貧民の子弟のみ之を借受くることを得。

第二章 圖書を借覽せんとするものは、詳に事情を具し、相當の保證人を立てて特許票の附與を請ふべし。

第三章 借覽料は全く之を免除す。但し圖書の遞送費は、當分の内、借受人の支辨とす。

其貸付書目は、今猶藏書購集中に屬するを以て、假に少年園營業部發行の『文庫』第九卷二號及第九卷四號等に附載せり。

明治廿三年八月十六日印刷發行  
明治卅一年七月廿一日第十三版印刷  
明治卅一年七月廿五日第十三版發行

定價金二拾錢

# 版權所有

編輯者兼  
發行者

大橋又四郎

東京市本郷區上富士前町  
二十番地

印刷者

佐久間衡治

東京市牛込區市ヶ谷  
加賀町一丁目十二番地

印刷所

株式會社 秀英舍

東京市京橋區西紺屋町  
二十六番地

發行所

少年園

東京府下北豐島郡上駒込  
村十八及十九番地

電話番號 本局四百參拾八番



終

